

池田町福祉計画(令和6年度～令和8年度) 参考資料

目次

第1章 序章

- 1) 池田町福祉の動向 P1
- 2) 高齢者実態調査からみる高齢者の生活や意識 P7

第2章 池田町地域福祉計画

- 3) 令和5年5月12日
第1回総合福祉センター運営委員会グループワーク記録 P12

第3章 池田町いのち支える推進計画

- 4) 池田町いのち支える推進計画(令和元年度～令和5年度)事業評価 P13

第4章 池田町成年後見制度利用促進計画

- 5) 池田町成年後見制度利用促進計画(令和3年度～令和5年度)事業評価 P27
- 6) 成年後見制度とは P29
- 7) 合理的配慮と意思決定支援 P30
- 8) 大北地域における成年後見制度の現状と課題 P31
- 9) 用語の解説 P36

第5章 池田町高齢者福祉計画

- 10) 池田町高齢者福祉計画(令和3年度～5年度)事業評価 P38

第6章 池田町障害者計画(池田町障害福祉計画・障害児福祉計画)

- 11) 池田町障害者計画(平成30年度～令和5年度)事業評価 P46

1) 池田町福祉の動向

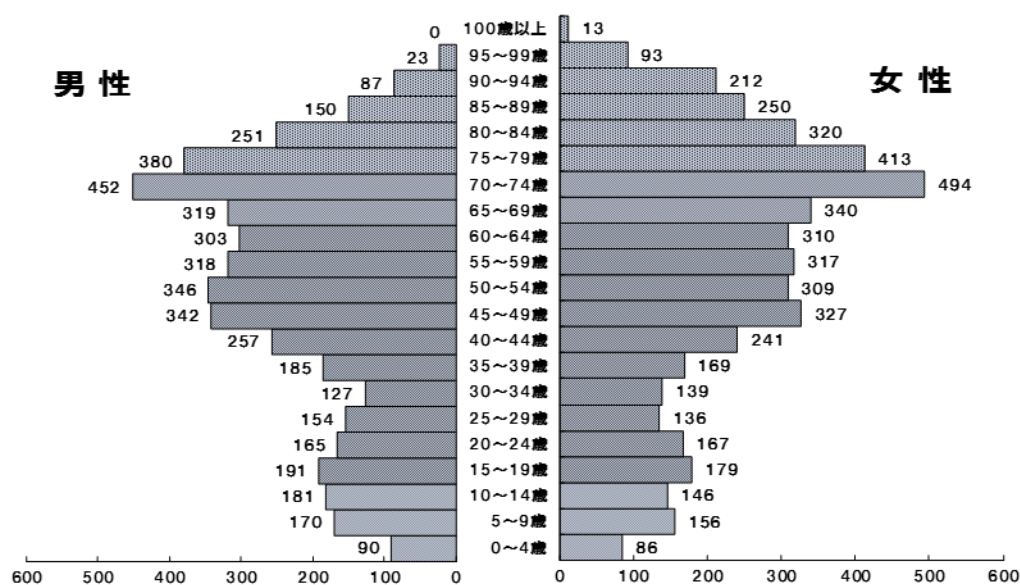
1-3 池田町福祉の動向 1)~9) 池田町の保健・福祉・医療の動向 (令和2~4年度版) より引用

① 池田町の人口・世帯等の状況 (国勢調査より)

年度	総人口 (人)	高齢者人口(65歳以上)						世帯数 (世帯)	世帯人員					
		人数 (人)	高齢化率 (%)	うち		総人口 に対する 割合 (%)	総人口 に対する 割合 (%)		うち、65歳以上の高齢者					
				65~74歳 (人)	75歳以上 (人)				単身者数 (人=世帯)	夫婦のみ 世帯数 (世帯)	単身者数 (人=世帯)	夫婦のみ 世帯数 (世帯)	人数 (人)	高齢者数 に対する 割合 (%)
H 7	10,712	2,305	21.5%	1,370	12.8%	935	8.7%	3,090	383	704	153	226	605	26.2%
12	10,658	2,705	25.4%	1,462	13.7%	1,243	11.7%	3,245	456	833	215	299	813	30.1%
17	10,630	2,946	27.7%	1,377	13.0%	1,569	14.8%	3,399	567	931	284	333	950	32.2%
22	10,329	3,193	30.9%	1,423	13.8%	1,770	17.1%	3,501	661	801	324	401	1,126	35.3%
27	9,926	3,618	36.4%	1,780	17.9%	1,838	18.5%	3,510	712	879	418	522	1,462	40.4%
R 2	9,382	3,708	39.5%	1,715	18.3%	1,993	21.2%	3,533	801	952	500	691	1,882	50.8%

※R2調査より高齢夫婦のみ世帯の定義が「夫婦ともに65歳以上」から「夫65歳以上妻60歳以上」に変更されているため対象となる世帯が増加している

② 人口ピラミッド (令和5年4月1日)



③ 出生数の状況 (住民課住民係より ※ 人数は電算数値)

年度	出生数		
	総数	男児	女児
平成 30年度	28 (3)	9	19
令和 元年度	50 (7)	25	25
令和 2年度	29 (3)	19	10
令和 3年度	27 (3)	12	15
令和 4年度	37 (4)	22	15

(1名年度内転出含む)

(出産後の転入含む)

(3名年度内転出含む) (新生児死亡1名含む)

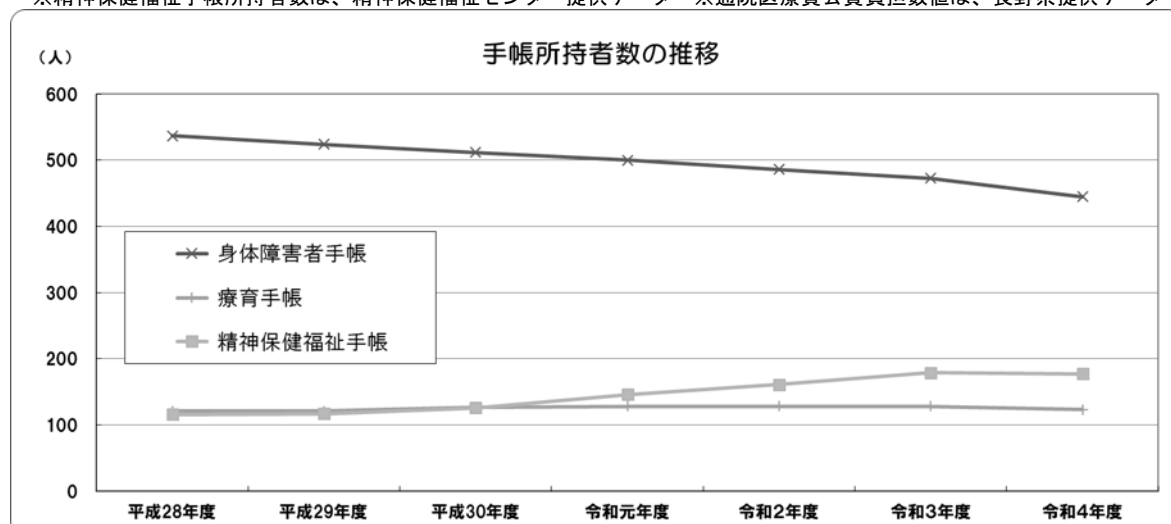
(1名年度内転出含む)

():2500g未満の低体重児数

④ 障害手帳所持者等の推移（令和5年3月31日現在）（単位：人）

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	18歳未満	5	6	5	5	4	5	4
	18～64歳	103	97	93	88	84	83	80
	65歳以上	429	421	414	407	398	385	361
	合計	537	524	512	500	486	473	445
療育手帳	18歳未満	29	29	29	26	22	22	22
	18歳以上	92	92	98	102	106	106	101
	合計	121	121	127	128	128	128	123
精神保健福祉手帳	20歳未満	2	5	5	12	16	22	21
	20～64歳	89	86	93	100	104	111	111
	65歳以上	25	26	28	34	41	46	45
	合計	116	117	126	146	161	179	177
措置入院者数		2	2	2	2	3	2	1
通院医療費公費負担 (自立支援医療)		197	194	197	189	204	227	219

※精神保健福祉手帳所持者数は、精神保健福祉センター提供データ ※通院医療費公費負担数値は、長野県提供データ



⑤ 自立支援給付サービス利用者数の推移

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
認 定 者 数	54名	53名	50名	55名	49名	54名	56名	
自立支援給付等サービス利用内容	居宅介護	21名	19名	16名	18名	15名	15名	13名
	行動援護	1名	1名	3名	3名	6名	5名	5名
	同行援護	1名	1名	1名	1名	1名	1名	0名
	生活介護	32名	32名	31名	29名	32名	34名	35名
	共同生活援助・共同生活介護	14名	14名	12名	15名	10名	9名	7名
	短期入所(ショートステイ)	10名	7名	10名	11名	11名	10名	9名
	療養介護	3名	3名	3名	4名	4名	4名	4名
	施設入所支援	15名	15名	16名	13名	14名	13名	13名
	保育所訪問支援	2名	2名	1名	2名	1名	4名	1名
	児童発達支援	8名	16名	17名	14名	14名	8名	10名
	放課後等デイサービス	20名	21名	22名	23名	21名	21名	22名
	計画相談	108名	115名	122名	130名	120名	92名	94名
	就労継続支援(就労B型)	39名	43名	43名	43名	79名	44名	47名
	就労継続支援(就労A型)	2名	3名	3名	4名	4名	6名	9名
	就労移行支援	3名	2名	3名	2名	2名	4名	2名
	自立訓練	2名	2名	2名	2名	0名	0名	0名
	手話通訳者派遣	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	日常生活用具給付	141件	130件	125件	131件	144件	144件	260件
	日中一時支援事業	24名	18名	14名	16名	18名	13名	13名
		5,639時間	5,389時間	4,529時間	4,504時間	4,783時間	4,096時間	3,953時間
	移動支援(実人数)	3名	1名	2名	2名	2名	2名	3名
	福祉輸送サービス	1,658回	1,403回	1,007回	442回	666回	1,178回	785回
		25名	30名	26名	33名	27名	32名	24名
	地域活動支援センター	15名	12名	11名	9名	11名	13名	13名
	訪問入浴サービス	1名	0名	0名	0名	0名	0名	2名
	自動車改造助成事業	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件
	補装具給付	27件	16件	22件	20件	18件	17件	16件
	自立支援医療(更生医療)	1名	1名	2名	0名	2名	2名	3名
		16件	2件	2件	0件	3件	10件	16件
	育成医療	1名	1名	3名	2名	0名	0名	0名
	9件	2件	17件	4件	0件	0件	0件	
タイムケア	7名	9名	9名	9名	5名	6名	6名	
	1,386時間	1,331時間	1,389時間	1,034時間	199時間	518時間	393時間	
障害者住宅改修促進事業	2件	4件	1件	1件	1件	0件	0件	
地域共生型生活ホーム運営事業	4名	4名	4名	4名	4名	4名	3名	

※登録者でなく、利用実績のあった実人員と実時間を集計。

グループホームは体験を含む。

3月～翌年2月ペースで集計しています。

計画相談は県へ報告した実績なので、支払い実績とは異なります。

⑥ 多世代相談センター相談対応（次世代育成支援事業）

■ 延べ相談件数

	R03年度	R04年度
延べ相談件数	7,442件	6,734件
実相談人数	465人	431人
平均対応時間	52分	72分

■ 主たる相談内容（延べ件数）

令和5年3月31日現在

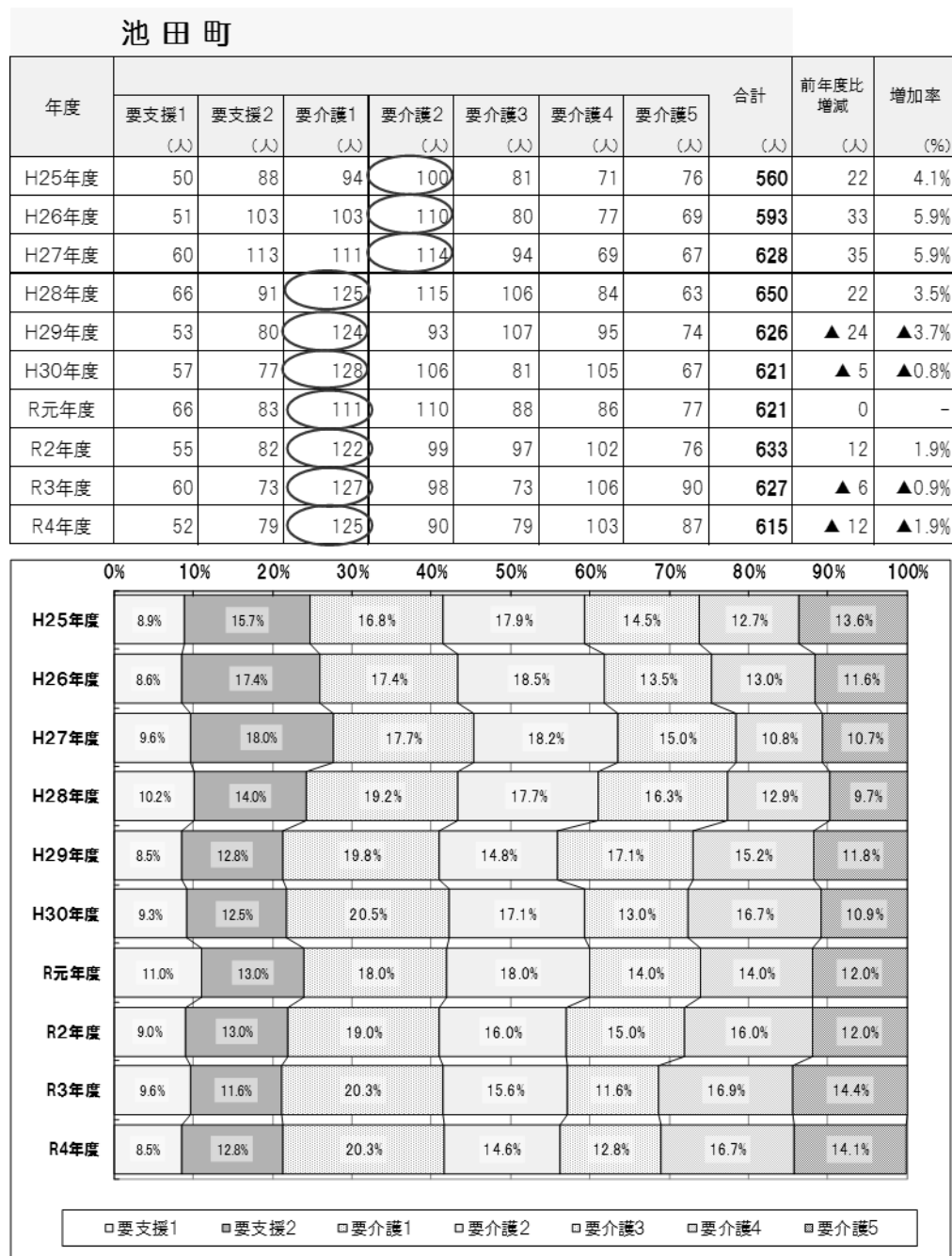
	00～06	07～12	13～15	16～18	19～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～	計
妊産婦に関する事	0	0	0	0	11	33	9	6	0	0	59
育児に関する事	206	89	32	0	32	40	37	11	0	0	447
いじめ（学校/職場）	0	6	0	0	0	0	0	9	0	0	15
不登校に関する事	0	143	161	4	0	0	0	0	0	0	308
保育園/学校に関する事	91	59	94	2	0	0	0	0	0	0	246
児童虐待に関する事	81	47	50	12	0	0	0	0	0	0	190
障がい者虐待に関する事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢者虐待に関する事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成年後見/金銭管理/年金申請	0	0	13	0	42	0	11	21	23	19	129
心理的不安	4	0	154	0	128	193	139	339	184	85	1,226
就労に関する事	0	0	1	33	122	156	154	454	123	33	1,076
居住に関する問題等	0	0	0	0	26	71	197	277	60	25	656
個別ケース検討会議（要対協）	37	31	38	0	6	0	0	0	0	0	112
会議参加等（要対協以外）	27	70	28	41	24	47	83	94	37	36	487
経済的困窮に関する事	0	0	0	0	11	149	111	181	126	36	614
家族/人間関係に関する事	4	26	78	8	41	102	94	144	45	13	555
ひきこもりに関する事	0	0	0	31	24	76	33	43	0	0	207
DV等/女性相談/男性相談	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6
社会参加に関する事	0	1	6	32	4	0	23	93	35	49	243
その他	9	25	29	3	7	17	17	27	8	16	158
計	459	497	684	166	478	890	908	1,699	641	312	6,734

⑦ 自殺者数

平成28年度	4
平成29年度	0
平成30年度	1
令和元年度	2
令和2年度	1
令和3年度	4
令和4年度	0

(人)

⑧ 要介護認定者数の推移

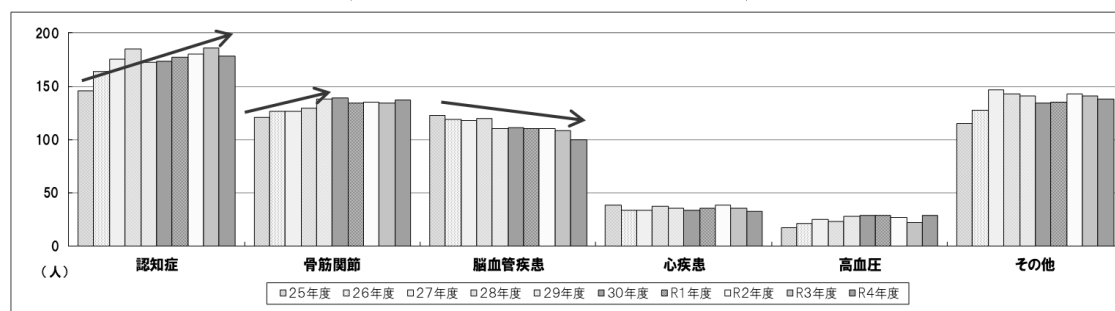


⑨ 認定時疾患（原因疾患）の状況

■ 主な疾患の推移

池田町

原因疾患	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認知症（人）	146	164	175	185	173	174	177	180	186	178
骨筋関節（人）	121	127	127	129	138	139	134	135	134	133
脳血管疾患（人）	123	119	118	120	110	111	110	110	108	100
心疾患（人）	38	34	34	37	36	34	36	38	36	33
高血圧（人）	17	21	25	23	28	29	29	27	22	29
その他（人）	115	128	147	143	141	134	135	143	141	138



⑩ 生活保護受給者数（基準日：3月31日）

令和元年度	34
令和2年度	36
令和3年度	35
令和4年度	33
令和5年度	40

（人）

⑪ 成年後見制度利用者数（基準日：12月31日）

（令和5年5月29日 第1回北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会委員会 資料より）

	利用者数（人）				
	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和3年度	18	6	1	1	26
令和4年度	19	4	1	1	25

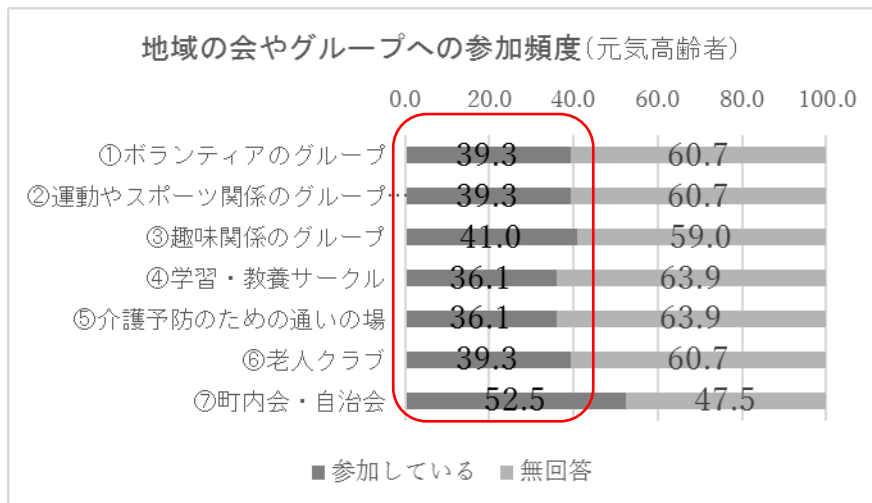
⑫ 成年後見人等と本人の関係別件数

（令和5年5月29日 第1回北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会委員会 資料より）

親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	市民後見人	その他法人	その他
7	4	1	12	2	0	0	0

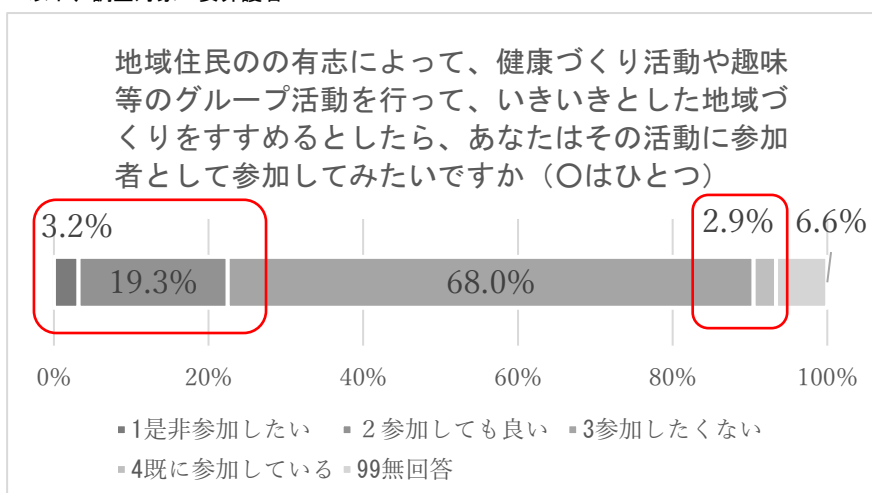
2) 高齢者実態調査からみる高齢者の生活や意識

北アルプス広域連合 実施期間：R4.11.16-12.28 対象者：元気高齢者（介護保険を利用していない65歳以上の方）61名、要介護認定者（介護保険を利用している65歳以上の方）378名

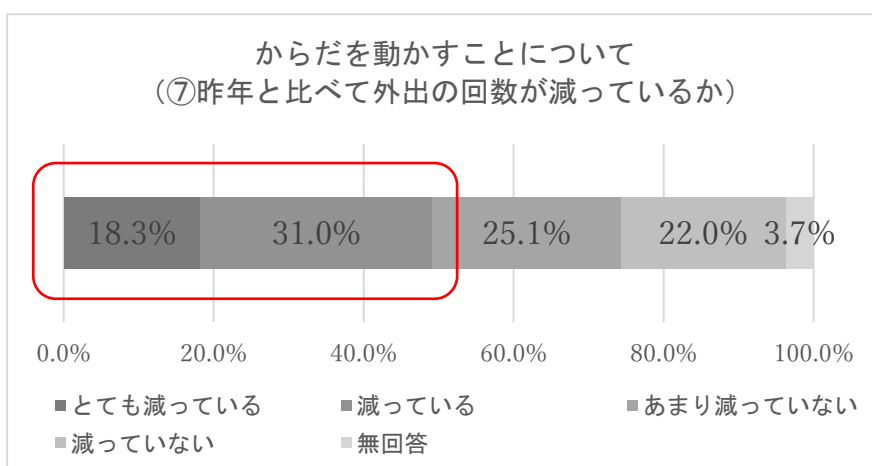


元気高齢者では約40%（⑦町内会・自治会は50%以上）が、何らかの地域の会やグループ活動に参加しています。

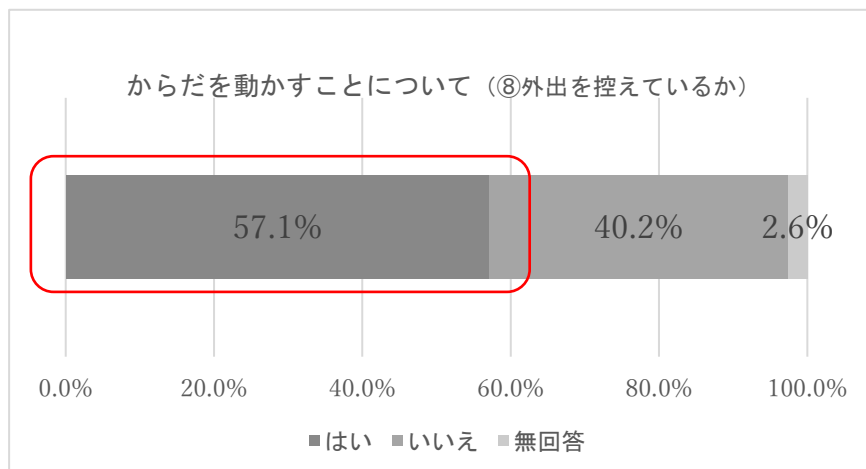
以下、調査対象 要介護者



介護認定者では、「既に参加している」人は2.9%にまで減少します。一方で、介護認定者であっても22.5%の人が「是非参加したい」「参加しても良い」と回答しています。

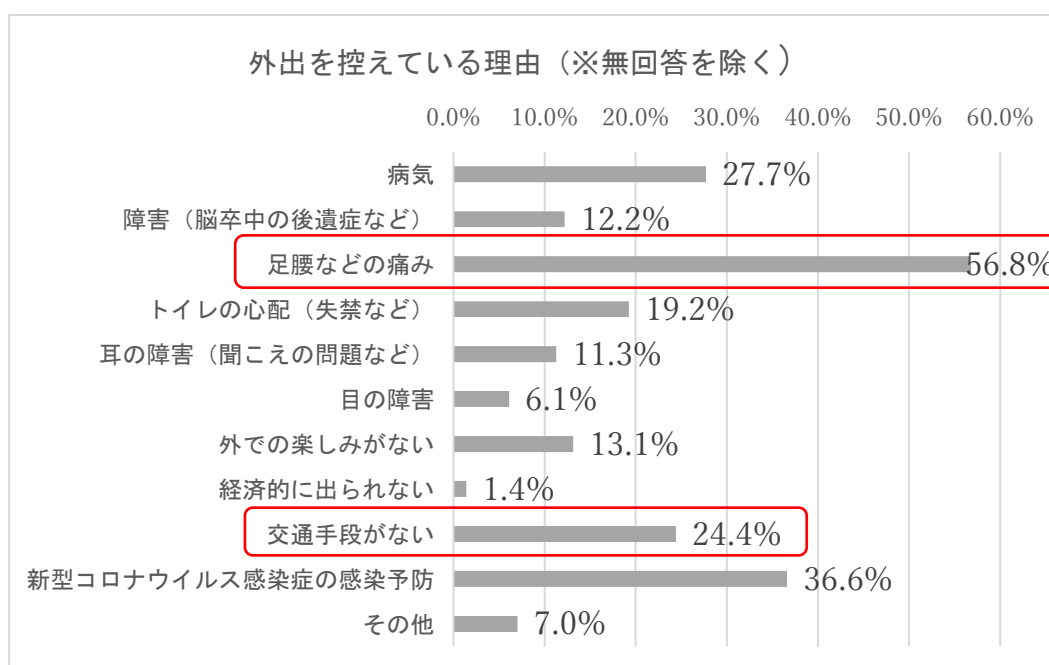


一方で、体を動かす機会についての問いでは、昨年と比べ外出の回数が減っている人は49.3%います。



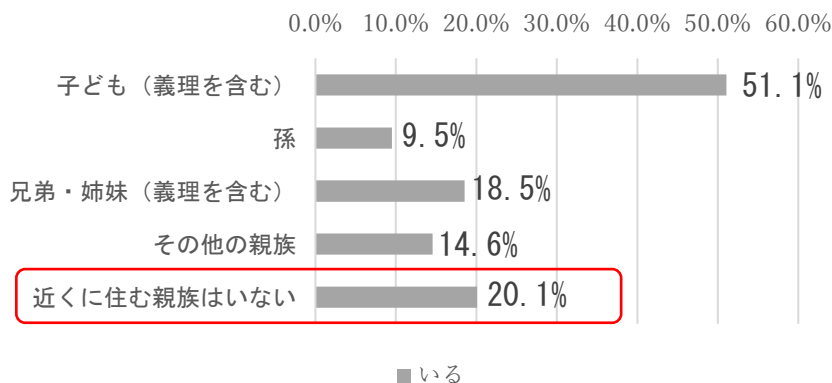
また、外出を控えている人は57.1%おり、

その理由として「足腰の痛み」をあげる人が56.8%、「交通手段がない」と回答する人が24.4%います。



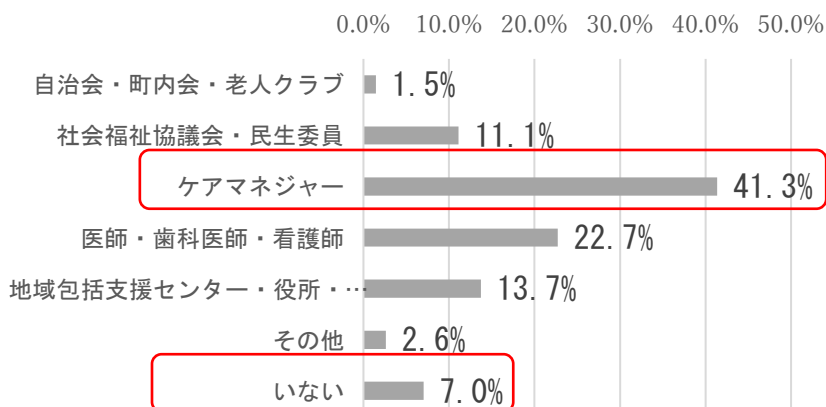
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の結果、外出の回数が減っています。要介護状態になっても、趣味活動に参加したいと答えた人も一定数いますが、足腰の痛みに次いで交通手段がないために外出を控えている人が多くいることが分かります。
- ・フレイル予防、介護予防、生活の質の向上のため、介護認定を受けても外出しやすい環境整備や仕組みが必要です。

あなたが急病の時などで手助けが必要な時、（同居以外で）おおよそ30分以内に駆けつけてくれる親族はいますか。（〇はいくつでも）

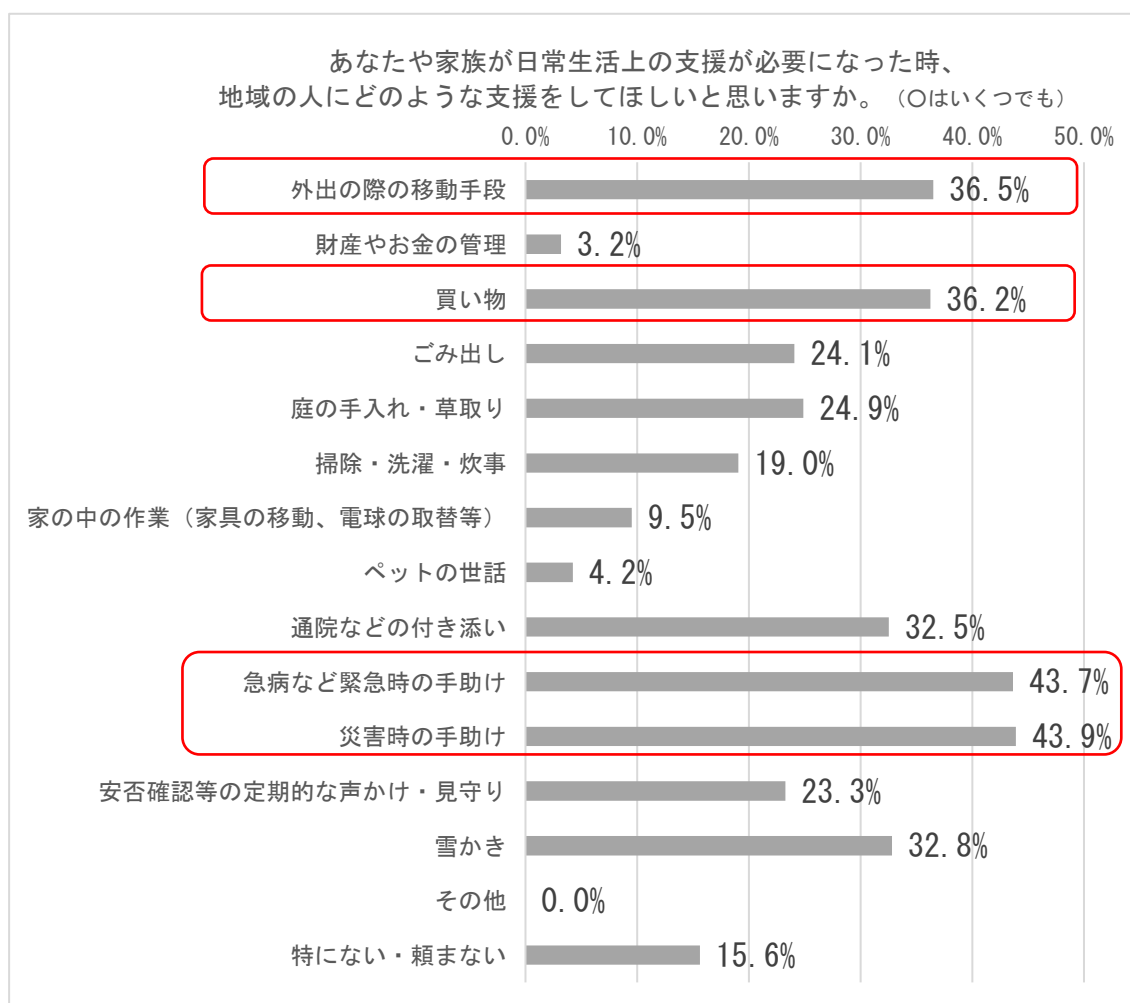


「近くに住む親族はいない」と回答した人は20.1%でした。前回の調査よりも約4%増加しています。「子」と回答した人の割合が最も多くなりましたが、前回の調査よりも割合は減っています。

家族や友人・知人以外で、何かあった時に相談する相手

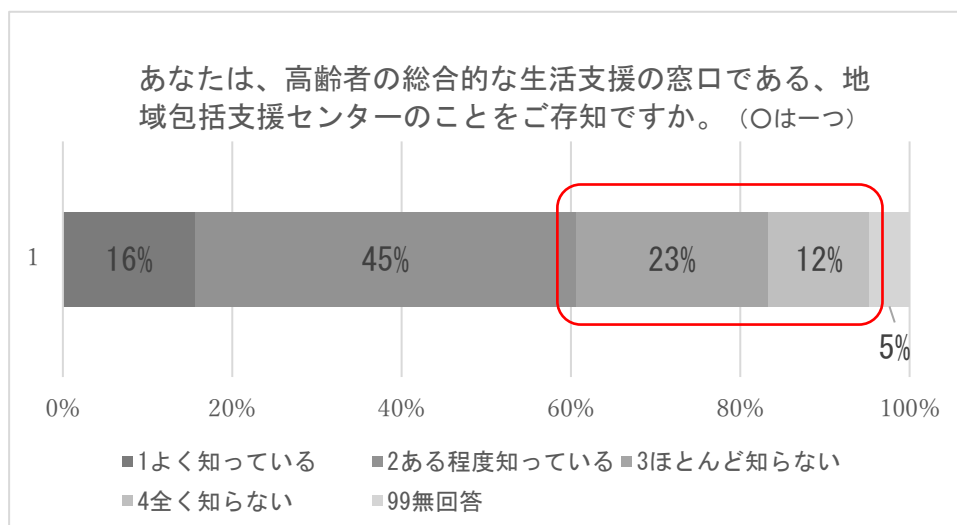


家族や友人以外では、ケアマネジャーに相談する人が41.3%となっています。



地域の人にしてほしい支援としては4割以上の方が「急病など緊急時の手助け」「災害時の手助け」を希望しています。「外出時の移動手段」や「買い物」も高い割合となっています。

- ・社会の変化から、緊急時に駆けつけてくれる近くに親族がいない高齢者は微増傾向にあります。家族以外に相談できる人としてケアマネージャーをあげる人が40%を閉め、期待される役割が大きいことを示唆しています。
- ・心配事や愚痴を聞いてくれる人が誰もいないと答えた人もおり、孤立を防ぐ対策が必要です。
- ・困ったときに地域の人に求める支援として、災害時の手助けや買い物・移動の手助けを期待していることが分かります。地域住民の間で、支援しやすい仕組みや支え合い文化の醸成・風土づくりが必要です。



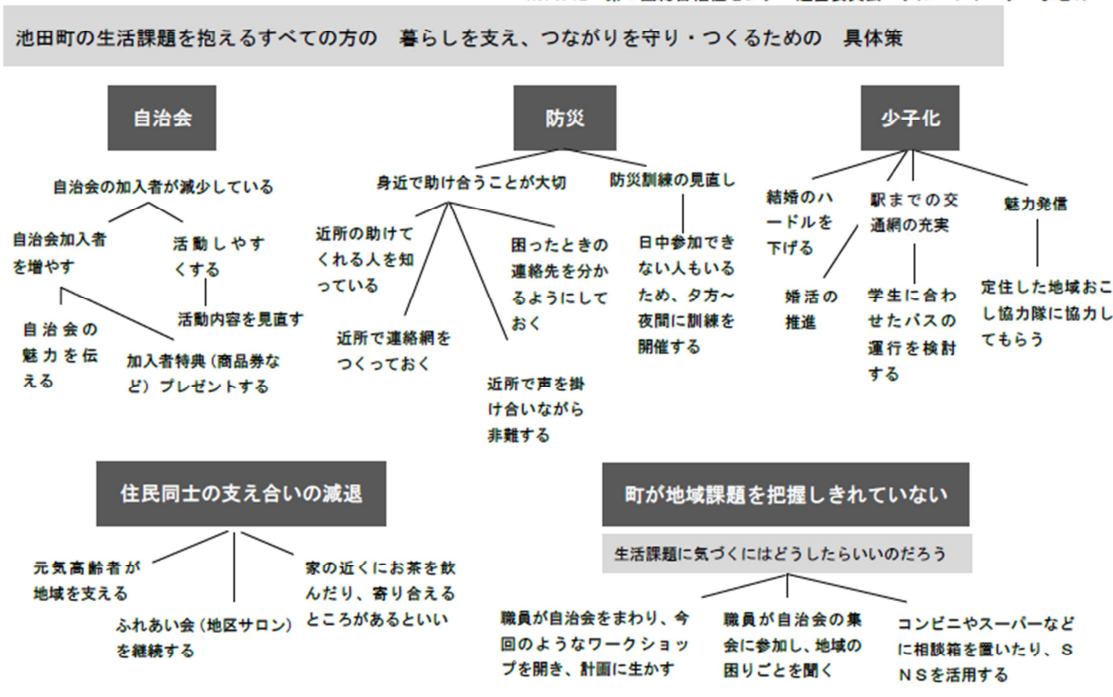
今後、地域包括支援センターに力を入れてほしい事業はなんですか。（〇は3つまで）

事業内容の周知	高齢者宅への訪問等による実態把握	高齢者の一般的な相談	認知症の相談	病院や施設の入退院（所）に関する相談	（健康教育、健康相談等） 介護予防の普及啓発事業	介護予防のためのケアプランの作成	高齢者虐待、消費者被害の防止	成年後見制度の周知と相談	その他	特にない
15%	23%	35%	24%	26%	6%	8%	2%	3%	3%	27%

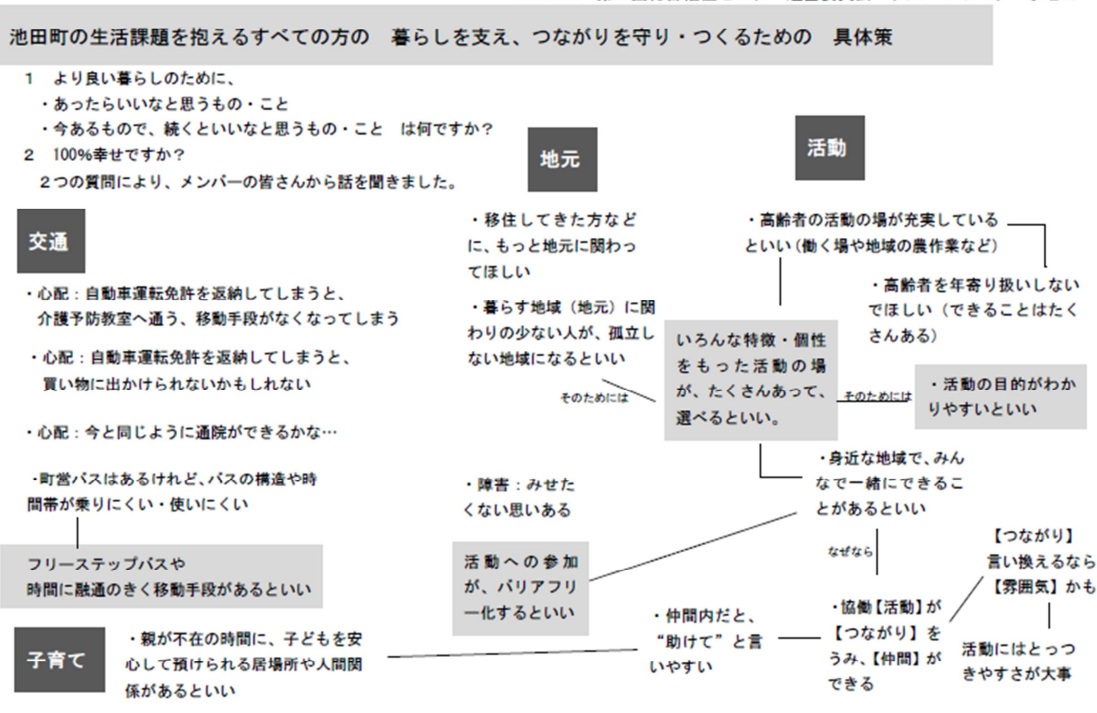
- ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターに求められる事業は、地域の高齢者が不安を抱えやすい場面とも受け取れます。
- ・施設入所が必要な場面や、退院・退所時のサービス調整、認知症の相談、そして、分類しがたい一般的な相談に対処できるよう、職員の資質向上が必須です。また、多様な専門職との連携強化に努めます。

3) 令和5年5月12日 第1回総合福祉センター運営委員会グループワーク記録

R5.5.12 第1回総合福祉センター運営委員会 グループワーク まとめ



R5.5.12 第1回総合福祉センター運営委員会 グループワーク まとめ



4) 池田町のち支える推進計画(令和元年度～令和5年度)事業評価

1 自殺対策におけるネットワークの強化					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
<p>生きることの阻害要因を抱えている人との接触の可能性が比較的高いと思われる、次のような業務の対応の際は、より自殺対策の視点を意識した対応を行い、生きることの阻害要因を抱えている事を把握した場合は支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等(健康福祉課の相談機能を有する係等含む)につなぎます。</p>	<p>自殺対策の視点を意識した対応を行います。 情報提供を行い、必要に応じて支援機関等につなぎます。</p>	<p>多世代相談センター 該当する担当課、担当係等</p>	<p>A</p>	<p>令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能をもつ係」として設置し、総務課(収納係)、住民課(住民係、環境整備係、保険医療係)、健康福祉課(健康増進係)、産業振興課(商工係)、建設水道課(建設管理係、水道係)、学校保育課(学校保育係)、その他の該当する係等において把握した、自殺の危険のある者のつなぎ先としました。 多世代相談センターでは、保健所と連携のうえで自死の危険のある者対応を行いました。</p>	
<p>他機関等からのつなぎによる包括的支援はもろろんのこと、生きることの阻害要因を抱えている人との接触の可能性が比較的高いと思われる次のような業務の対応の際は、より自殺対策の視点を意識した対応を行い、さらに相談支援機能を有する係等が窓口となることから、生きることの阻害要因を抱えていることを把握した場合は支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等につなぎ、連携を取りながら包括的に支援します。</p>	<p>自殺対策の視点を意識した対応を行います。 支援機関等の情報提供を行います。 必要に応じて支援機関等につなぎ、連携を取りながら包括的に支援します。</p>	<p>多世代相談センター</p>	<p>A</p>	<p>令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能をもつ係」として設置し、町内における自死の危険のある者の対応先を明確にしました。 多世代相談センターでは、係員によるケース検討でケースの進捗管理を行い、保健所等と連携のうえで自死の危険のある者対応を行いました。</p>	
<p>生きることの阻害要因を抱えている可能性の高い人と比較的高い接触のある、福祉関係団体等と連携しながら、それぞれ強みを生かした支援を包括的にを行います。</p>	<p>福祉関係団体等と連携しながら、支援を包括的にを行います。</p>		<p>A</p>	<p>令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能をもつ係」として設置し、町内における自死の危険のある者の対応先を明確にしました。 多世代相談センターでは、係員によるケース検討でケースの進捗管理を行い、保健所等と連携のうえで自死の危険のある者対応を行いました。</p>	
<p>取組を広く行うため、自殺対策に比較的近い位置にある福祉関連の会議等で自殺対策に関する取組への協力及び連携を呼びかけます。</p>	<p>関係機関に自殺対策に関する取組への協力及び連携を呼びかけます。</p>		<p>D</p>	<p>保健所等の呼びかけに協働することはありましたが、町として主体的に、福祉関連の会議等で自殺対策に関する取組への協力及び連携を呼びかけは行えませんでした。</p>	

2 自殺対策を支える人材の育成					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
町職員研修の1コマとして、窓口対応及び利用者対応が想定される職員を対象にゲートキーパー研修を実施します。目標数値：計画の改定までに職員の6割（窓口及び利用者との接触が比較的多いと想定される割合）が受講。	ゲートキーパー研修を実施します。職員の6割が受講。	総務係 福祉係	C	実施。50人参加（約55%受講）。新規採用職員が入ったところでもう一度開催を予定していたが、新規採用なし及びコロナウイルスの感染拡大等で開催できず。	
ゲートキーパー研修の機会に池田町社会福祉協議会（登録ボランティア等関係者含む）、池田町保健委員会及び福祉関連事業所等生きることの阻害要因を抱えた人の接触が比較的高いと思われる町内団体に受講の依頼をします。	生きることの阻害要因を抱えた人の接触が比較的高いと思われる町内団体にゲートキーパー研修の受講を依頼します。	福祉係	D	コロナウイルスの感染拡大等もあり、生きることの阻害要因を抱えた人の接触が比較的高いと思われる町内団体へのゲートキーパー研修の受講依頼を行うことができませんでした。	
民生児童委員は地域に身近な存在としてゲートキーパーの素養を身に付けて活動していただく事が特に重要であることから、集まる機会を利用し、ゲートキーパー研修を実施します。	民生児童委員にゲートキーパー研修を実施します。	福祉係	A	定例会の場を借りて実施。ゲートキーパーの活動は民生児童委員の基本的活動と同等であり、今後も民生児童委員の基本的活動の研修のなかで意識づけていくこととなりました。	
特定の関係者ではなく、ゲートキーパーに関心のある方が参加し、学ぶことができる機会を設けます。	ゲートキーパーに関心のある方の学ぶ機会を設けます。	多世代相談センター	D	ゲートキーパーに関心のある方の学ぶ機会を設けることはできませんでした。	
地域包括ケアシステムの構築のための地域ケア会議の中でゲートキーパー等の内容を含んだ会議を開催し、介護職の人の知識を高め、当人や家族の自殺リスクの軽減を図ります。	地域ケア会議の中でゲートキーパー等の内容を含んだ会議を開催します。		A	実施。専門職としてゲートキーパーの活動は当然活動としてすでに実践できているとの声もありましたが、今後も確認も含め開催もしていく予定です。	
認知症サポーター養成講座の中で、ゲートキーパーとしての視点を育てるような内容を組み込みます。	認知症サポーター養成講座の中にゲートキーパーの内容を取り込みます。	地域包括支援センター	D	認知症サポーター養成講座の中でゲートキーパー等の内容を含んだ会議を開催できませんでした。	
認知症キャラバンメイトの集いの際にゲートキーパー研修を開催します。	ゲートキーパー研修を開催します。		D	認知症キャラバンメイトの集いの中でゲートキーパー等の内容を含んだ会議を開催できませんでした。	
分館成人学級の1講座にゲートキーパー養成講座を加えます。	ゲートキーパー養成講座を加えます。	生涯学習課	D	分館成人学級の1講座にゲートキーパー養成講座を加えることはできませんでした。	

1- (1)

3 自殺対策に資する情報の提供と啓発							
▼	内容	▼	目標	担当	評価	▼	評価理由
1- (1)	<p>相談先の情報提供や相談会の案内等の自殺対策に資する情報を、防災行政無線、広報誌及びホームページ等を使い、広くお知らせします。</p> <p>新たに住民ガイドブックを発行する際は、自殺対策に資する相談機関等の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ります。</p> <p>まちづくり懇談会のトーク事業のメニューに自殺対策の取組等を加えます。</p> <p>相談機関の窓口一覧情報を町営バス車内に掲示します。</p> <p>サービスの一覧等を掲載した、障がい者制度のあらまし及び子育てガイドブックの改定時に、自殺対策に資する支援機関の一覧情報を掲載します。また、北アルプス広域連合で作成している北アルプスの介護保険という冊子に自殺対策に資する支援機関の一覧情報のリーフレットを差し入れます。</p> <p>相談機関、支援機関及び居場所等の資源について町民に情報の周知を図るため、及び支える人にも活用してもらうため、リーフレットや啓発品等を作成、設置及び配布します。</p> <p>目標値：様々な取り組みの基本となるので新元号元年度中に作成及び配布</p>	<p>防災行政無線、広報誌及びホームページ等を使い、広くお知らせします。</p> <p>住民ガイドブックにて情報周知を図ります。</p> <p>自殺対策の取組を加えます。</p> <p>バス車内に掲示します。</p> <p>障がい者制度のあらまし、子育てガイドブック、介護保険の冊子に自殺対策に資する支援機関の一覧情報を掲載します。</p> <p>リーフレットや啓発品等を作成、設置及び配布します。</p>	<p>総務課 (総務係)、健康福祉課 (福祉係)</p> <p>企画係</p> <p>住民課 (環境整備係)</p> <p>多世代相談センター</p> <p>多世代相談センター</p>	<p>A</p> <p>△</p> <p>△</p> <p>D</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能有する係」として設置し、町内における自死の危険のある者の対応先を明確にしました。 必要に応じて、情報等を広報誌やホームページで周知しています。</p> <p>新たな住民ガイドブックの発行を行っていないため、評価できません。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、まちづくり懇談会を行っていないため、評価できません。</p> <p>バス内の掲示をすることできませんでした。</p> <p>令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能有する係」として設置し、町内における自死の危険のある者の対応先を明確にしたうえで、広報誌等に情報を掲載しました。</p> <p>ストレスチェックを行える啓発グッズを作成、リーフレットは県で作成した物を使い、ポケットティッシュとセットで各窓口に設置・配付を行いました。</p>		

3 自殺対策に資する情報の提供と啓発					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
社会を明るくする運動を通じて自殺対策に資する啓発活動を池田町保護司会と検討します。	池田町保護司会と啓発活動を検討します。	福祉係	A	毎年（コロナによる中止は除く）犯罪を犯した人が地域から孤立しないように、受け入れることができる「明るい社会」を目指すため、研修会、該当啓発活動を実施しました。	
介護人材養成講座（北アルプス広域連合主催）の受講科目に自殺問題の講義を組み込むように働きかけます。	受講科目に自殺問題の講義を組み込んでもらえるよう働きかけます。	地域包括支援センター	D	受講科目に組み込んでもらいたい自殺問題の講義内容について整理が仕切れなかったため、働きかけが行えませんでした。	
【再掲】高齢者虐待による自殺のリスクを防ぐため、地域ケア会議において高齢者虐待に気づくサインを周知します。	高齢者虐待に気づくサインを周知します。	地域包括支援センター	B	ケアマネ懇談会等で高齢者虐待について取り扱いました。	
保健補導員への自殺対策に資する情報を提供し、基本活動に付加的に活用してもらおうよう依頼します。	保健補導員に自殺対策に資する情報を提供します。	健康福祉課（健康増進係）	D	R4年度に保健福祉事務所主催の研修会に希望者が参加しました。 コロナ禍のため保健補導員班会の開催回数も少なかつたため、学習会の内容に組み入れることできませんでした。	
地域保健活動の会議等の場で自殺対策に資する情報の提供を行います。	地域保健活動の会議等で情報提供を行います。	健康福祉課（健康増進係）	D	情報提供する場を設定することできませんでした。	
自分の気持ち表現共感プログラム、CAPを通じ、いじめの防止、SOSを出す必要性を学びます。	いじめ防止、SOSを出す必要性を学ぶ場を設けます。	学校保育課	A	現在、自分の気持ち表現共感プログラム（ステップアップ）を年長園児、CAPIは中学校1学年を対象に毎年実施しています。	
経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える機会として、セミナーでの、自殺対策に関連する講演の実施について依頼します。	講演の実施を依頼します。		D	経営者に自殺対策に関する講演の依頼をすることはできませんでした。	
新入社員歓迎会の際に新入社員が直面しがちな自殺と関連するトラブルや問題に対して、相談機関等の情報を提供します。	相談機関等の情報を提供します。	商工係	D	新入社員歓迎会の際に、相談機関等の情報を提供できませんでした。	

1- (1)

3 自殺対策に資する情報の提供と啓発					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
1-(1)	町内小中学校との連絡調整事務の中で、児童生徒、教職員及び保護者に自殺対策に資する情報を提供します。	自殺対策に資する情報を提供します。	学校保育 係 多世代相 談セン ター	B	連絡調整事務の中での情報は提供できませんでしたが、相談ケースがあった際に、個別で対応しました。
	人権啓発の講演会等の中で自殺問題について言及してもらう等の工夫をします。また、町人権教育推進協議会の開催により関係機関との自殺問題の情報共有を図ります。	自殺問題について言及してもらう等の工夫をします。関係機関との自殺問題の情報共有を図ります。		A	コロナ期間中は自粛しましたが、町人権教育推進協議会の開催時、情報共有を図りました。
	青少年育成町民運動推進大会等で講演会等を通じ、命の大切さ等を学ぶ機会を設けます。	学ぶ機会を設けます。		D	学ぶ機会を設けることはできませんでした。
	生涯学習講座の新池田学問所に自殺問題に関する内容を取り入れます。	自殺問題に関する内容を取り入れます。	生涯学習 係	D	自殺問題に関する内容を取り入れることはできませんでした。
	自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に特集本コーナー設置を行います。	特集本コーナー設置等を行います。		D	特集本コーナーの設置をすることはできませんでした。
	地元スポーツチームに住民への自殺関連の啓発活動協力を呼びかけます。	啓発活動協力を呼びかけます。		D	啓発活動協力を呼び掛けることはできませんでした。

4 生きることの促進要因への支援					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
1- (1)	70歳以上の高齢者、障害者手帳保持者を対象に町営バスを割引きで利用できるサービスを提供し、外出を伴う活動の支援をします。	割引きで利用できるサービスを提供します。	A	70歳以上の高齢者、障害者手帳保持者を対象に、町営バス利用料の割引サービスを提供しました。	
	行政以外の団体等が運営している、社会参加や居場所として有用な地域活動支援センター、ふれあいいきいきサロン及びのびのびのびゴム体操等の地域資源も活用し、孤立を防止、心豊かな暮らしを応援します。	社会参加や居場所として地域資源を活用します。	A	令和2年度より、多世代相談センターを「福祉の総合相談窓口」として設置し、自死の危険のある者のつなぎ先としました。 多世代相談センターならび地域包括支援センターでは、随時ケース検討したうえで各支援機関と検討や調整を行い、社会参加や居場所として地域資源を活用しました。	
	自殺未遂者については、支援の緊急性が高いことから、支援機関等とのより強い連携と、積極的な状況把握で、生きることへの促進がされるよう包括的に支援します。	自殺未遂者については関係機関と連携し、積極的・包括的に支援します。	A	多世代相談センターでは、随時ケース検討しながら各支援機関と検討や調整を行い、包括的支援に努めました。	
	自死遺族の方に向け、有用と思われる相談会や辛い思いを分かち合いができる場等の情報を作成し、発信します。	場所等の情報の作成、発信を行います。	C	相談ケースがあった際に個別に対応しましたが、情報の作成は行いませんでした。	
	障がい及びアルコール依存等同じ事情や悩みを抱える人たちが共有し合える当事者の集まり等の情報を作成し、発信します。	場所等の情報の作成、発信を行います。	B	役場施設内の案内掲示等により、発信を行いました。	
	ひきこもり等相談会及び大北圏域総合相談会（なんでも相談会）の開催により、早期相談で不安を解消し、前向きな暮らしを支援します。	相談会を開催します。	A	「福祉の総合相談窓口」である多世代相談センターの設置や、大北圏域総合相談会（なんでも相談会）の開催により、早期相談が可能ない体制を構築し、前向きな生活を送ることができるよう支援しました。	

4 生きることの促進要因への支援					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
1- (1)	育児に関するアンケートを乳児の全母親に実施することで、必要に応じた早期支援を行ない、前向きに育児ができるよう応援します。	アンケートを実施します。	多世代相談センター 健康増進係	A	乳幼児健診、育児相談時アンケートを実施し、最後の個別相談時にアンケート内容を確認必要時子育て支援施策につなげました。
	健康診査の結果に基づく保健指導を積極的に行なう事で、予防を促進し、健康な暮らしを応援します。	保健指導を積極的にいきます。	健康増進係	A	町の健診受診者、健診結果データ提出者に対し健診データをもとに保健指導を100%実施しました。
	フォローアップ教室及び臨床心理士相談等を通じて発達に不安のある子どもの早期発達促進を促し、子どもの力を伸ばします。	早期発達促進を促します。		B	令和5年度時点でフォローアップ教室は行っていませんが、毎月行っている健康プログラム会議や随時行う個別ケース検討会議で、出産や育児に関する課題を早期に把握し、発達促進を促しました。
	子育て中の親たちが子どもが交流できる、つどいの広場及び子育てサークルの活動の場等を提供し、孤立させない子育てを応援します。	活動の場を提供します。	多世代相談センター	A	子育て世代の孤立を防ぐため、つどいの広場の提供を行いました。
	特別な支援を要する児童・生徒に対し、関係機関が連携して対応し、自己肯定感を持ち続けられるよう支援します。	関係機関が連携して対応します。	学校保育課 多世代相談センター	A	教育関係機関、福祉関係機関ともに連携しながら個別ケースに対応しました。
	町民講師による地域交流活動、ふるさと学習塾を通じて、児童の自己肯定感を育みます。	地域交流活動を行います。		A	町民講師による地域交流活動、ふるさと学習塾を通じて、児童の自己肯定感を育みました。
	放課後児童クラブや放課後子ども教室を通じ、学年、世代を超えた交流を経験しながら、自己肯定感を養い、安心して居られる場所を提供します。	安心して居られる場所を提供します。	学校保育課	A	放課後児童クラブや放課後子ども教室において、学年を超えた交流を確認し、自己肯定感を得て、安心して居られる場所を提供しました。

4 生きることの促進要因への支援					
▼	内容	▼	目標	担当	評価理由
1- (1)	各年代やニーズに対応した様々な生涯学習講座等（大かえで倶楽部の教室等含む）を通じ、仲間づくりや心豊かな暮らしを応援します。		生涯学習講座等を開催します。		A 大かえで倶楽部の運営を通じ、仲間づくりや心豊かな暮らしを応援しました。
	子ども会活動を通して、子どもたちが自己肯定感を持つよう各地区子ども会の取組を支援します。		子ども会の取組を支援します。	生涯学習係	A 子ども会活動の支援をしました。
	母子へのよみきかせやブックスタート事業への協力、工作教室等を通じ、子育て中の母親を孤立させないサポートを行います。		事業への協力をします。		A 母子へのよみきかせやブックスタート事業により、子育て中の母親を孤立させないサポートを行いました。
	新図書館での個別閲覧席等の提供による、中高生を中心とした居場所の確保を図ります。		居場所の確保を図ります。		A 交流センターかえでのフリースペース等、中高生を中心とした居場所の確保を図りました。

自殺対策における児童生徒への取組					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
<p>ぶれジョブいけだの活動を支援し、また、行政関係における受け入れ事業所（池田町総合福祉センターやすらぎの郷、池田町観光協会、池田町認定こども園及び池田町図書館）は、職場訓練の機会を積極的に提供し、障がいのある子どもの成長を応援します。</p>	<p>職場訓練の機会を提供します。</p>	<p>多世代相談センター 該当する担当課、担当係等</p>		<p>ぶれジョブいけだが現在活動休止中であるため、評価ができません。</p>	
<p>生きることの阻害要因を抱えている児童生徒及び保護者と接する可能性が比較的高いと思われる、次のような業務の対応の際は、生きることの阻害要因を抱えている児童生徒及び保護者への支援の入り口としての役割も担っている事を意識した対応を行い、把握した場合は、支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等（健康福祉課の相談機能や有する係等含む）につなぎます（つなぎ階層）。また、相談機能を有する係等が生きることの阻害要因を抱えている事を把握した場合（他機関等からのつなぎを含む）は、支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等につなぎ、連携を取りながら包括的に支援します（包括支援階層）。</p>	<p>支援の入り口としての役割も担っている事を意識した対応を行います。支援機関等の情報提供を行い、必要に応じてつなぎ、連携を取りながら包括的に支援します。</p>	<p>多世代相談センター 学校保育課 該当する担当課、担当係等</p>	A	<p>令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能有する係」として設置し、町内における自死の危険のある者の対応先を明確にしました。 多世代相談センターでは、係員によるケース検討でケースの進捗管理を行い、保健所等と連携のうえでの自死の危険のある者対応を行いました。</p>	
<p>生きることの阻害要因を抱えた児童生徒及び保護者へ有用な支援を行っている、松本児童相談所・大北圏域障害者総合支援センター・スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー等支援の専門家・学校・県立こども病院等医療機関等と特に強く連携して支援します。</p>	<p>支援を行なっている団体と連携して支援します。</p>	<p>多世代相談センター 該当する担当課、担当係等</p>	A	<p>令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能有する係」として設置し、町内における自死の危険のある者の対応先を明確にしました。 多世代相談センターでは、係員によるケース検討でケースの進捗管理を行い、保健所等と連携のうえでの自死の危険のある者対応を行いました。</p>	
<p>池田町子育て支援ネットワーク連絡協議会の機会を活用し、若年層への自殺対策の取組について協力及び連携を呼びかけます。</p>	<p>ネットワーク協議会の機会を活用し、連携を呼びかけます。</p>	<p>多世代相談センター</p>	B	<p>池田町子育て支援ネットワーク連絡協議会は令和3年度末で廃止され、機能は、令和4年度から池田町要保護児童対策地域協議会が担っています。 池田町要保護児童対策地域協議会において機会を活用し連携の呼びかけを行いました。</p>	

自殺対策における児童生徒への取組									
▼	内容	▼	目標	▼	担当	▼	評価	▼	評価理由
1- (1)	自分の気持ち表現共感プログラム、CAPを通じ、いじめの防止、SOSを出す必要性を学びます。	▼	自分の気持ち表現共感プログラム（ステップアップ）は毎年年中、年長園児及び小学校1年生の児童を対象に、CAPは毎年小中学校児童生	▼	学校保育係	▼	B	▼	現在、自分の気持ち表現共感プログラム（ステップアップ）は年長のみ、CAPは中学校となっていますが、毎年実施しています。
	【再掲】 特別な支援を要する児童・生徒に対し、関係機関が連携して対応し、自己肯定感を持ち続けられるよう支援します。	▼	関係機関が連携して対応します。	▼	学校保育課 多世代相談センター	▼	A	▼	教育関係機関、福祉関係機関ともに連携しながら個別ケースに対応しました。
	町内小中学校との連絡調整事務の中で、児童生徒、教職員及び保護者に自殺対策に資する情報を提供します。	▼	自殺対策に資する情報を提供します。	▼		▼	A	▼	年2回、文部科学省からの通知を受け、注意喚起を各学校に促しています。
	町民講師による地域交流活動、ふるさと学習塾を通じて、児童の自己肯定感を育みます。	▼	地域交流活動を行います。	▼	学校保育課	▼	A	▼	町民講師による地域交流活動、ふるさと学習塾を通じて、児童の自己肯定感を育みました。
	放課後児童クラブや放課後子ども教室を通じ、学年、世代を超えた交流を経験しながら、自己肯定感を養い、安心して居られる場所を提供します。	▼	安心して居られる場所を提供します。	▼		▼	A	▼	放課後児童クラブや放課後子ども教室において、学年を超えた交流を確保し、自己肯定感を得て、安心して居られる場所を提供しました。
	【再掲】 各年代やニーズに対応した様々な生涯学習講座等（大かえで倶楽部の教室等含む）を通じ、仲間づくりや心豊かな暮らしを応援します。	▼	生涯学習講座等を開催します。	▼	生涯学習係	▼	A	▼	大かえで倶楽部の運営を通じ、仲間づくりや心豊かな暮らしを応援しました。
	【再掲】 子ども会活動を通して、子どもたちが自己肯定感を持つよう各地区子ども会の取組を支援します。	▼	子ども会の取組を支援します。	▼	生涯学習係	▼	A	▼	子ども会活動の支援をしました。
	【再掲】 新図書館での個別閲覧席等の提供による、中高生を中心とした居場所の確保を図ります。	▼	居場所の確保を図ります。	▼		▼	A	▼	交流センターかえでのフリースペース等、中高生を中心とした居場所の確保を図りました。

自殺対策における高齢者層への取組					
▼	内容	▼	目標	▼	評価理由
1- (1)	<p>70歳以上の高齢者、障害者手帳保持者を対象に町営バスを割引きで利用できるサービスを提供し、外出を伴う活動の支援をします。</p> <p>生きることの阻害要因を抱えている高齢者との接触の可能性が比較的高いと思われる、次のような業務の対応の際は、生きることの阻害要因を抱える高齢者への支援の入り口としての役割も担っている事を意識した対応を行い、把握した場合は、支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等（健康福祉課の相談機能を有する係等含む）につなぎます（つなぎ段階）。また、相談機能を有する係等が生きていることの阻害要因を抱えていることを把握した場合同（他機関等からのつなぎ含む）は、支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等につなぎ、連携を取りながら包括的に支援します（包括支援段階）。</p> <p>生きることの阻害要因を抱えた高齢者へ有用な支援等を行っている、次のような団体等と特に強く連携して支援します。 池田町社会福祉協議会・民生児童委員・医療機関・北アルプス成年後見支援センター・居宅介護支援事業所等各福祉関連事業所</p>	<p>割引きで利用できるサービスを提供します。</p> <p>支援の入り口としての役割も担っている事を意識した対応を行います。支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等につなぎます。</p>	環境係	A	70歳以上の高齢者、障害者手帳保持者を対象に、町営バス利用料の割引サービスを提供しました。
		地域包括支援センター 多世代相談センター その他該当する係等		A	令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能を有する係」として設置し、町内における自死の危険のある者の対応先を明確にしました。 多世代相談センターでは、係員によるケース検討でケースの進捗管理を行い、保健所等と連携のうえでの自死の危険のある者対応を行いました。
		地域包括支援センター	関係団体と連携して支援します。	B	令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能を有する係」として設置し、町内における自死の危険のある者の対応先を明確にしました。 多世代相談センターでは、係員によるケース検討でケースの進捗管理を行い、保健所等と連携のうえでの自死の危険のある者対応を行いました。
		地域包括支援センター	会議の機会を活用し、協力及び連携を呼びかけます。	C	連携については地域ケア会議のなかで体制を構築してききましたが、自殺対策に関する事項を含めることができませんでした。
		地域包括支援センター	冊子に自殺対策に資する支援機関の一覧情報のリーフレットを差し入れます。	D	リーフレットの差し入れは行いませんでした。

自殺対策における高齢者層への取組					
▼	内容	▼	目標	担当	評価理由
1- (1)	【再掲】 家族介護継続支援事業の認知症カフェ（なないろカフェ）を開催し、介護の悩みを軽減します。	悩み軽減の場を設けます。	地域包括支援センター	開催がないため、評価できません。	
	【再掲】 心身ともに健康な暮らしを応援するため、健康及び介護予防等に関する教室及び勉強会等（訪問指導等含む）を開催します。	教室及び勉強会等を開催します。	地域包括支援センター 健康増進係	A	訪問による健康指導やいきいきゴム体操等の活動を通じ、心身共に健康な暮らしができるよう努めました。
	【再掲】 介護人材養成講座（北アールプス広域連合主催）の受講科目に自殺問題の講義を組み込んでもらえるよう働きかけます。	受講科目に自殺問題の講義を組み込んでもらえるよう働きかけます。	C	C	受講科目に組み込んでもらいたい自殺問題の講義内容について整理が仕切れなかったため、働きかけができませんでした。
	【再掲】 高齢者虐待による自殺のリスクを防ぐため、地域ケア会議において高齢者虐待に気づくサインを周知します。	高齢者虐待に気づくサインを周知します。	地域包括支援センター	A	ケアマネ懇談会等で高齢者虐待について取り扱いました。
	【再掲】 認知症サポーター養成講座の中で、ゲートキーパーとしての視点を持つような内容を組み込みます。	認知症サポーター養成講座の中にゲートキーパーの内容を取り込みます。	C	C	認知症サポーター養成講座の中でゲートキーパー等の内容を含んだ会議を開催できませんでした。
	【再掲】 認知症キャラバンメイトの集いの際にゲートキーパー研修を開催します。	ゲートキーパー研修を開催します。	C	C	認知症キャラバンメイトの集いの中でゲートキーパー等の内容を含んだ会議を開催できませんでした。
	【再掲】 健康診査の結果に基づき保健指導を積極的に行なう事で、予防を促進し、健康な暮らしを応援します。	保健指導を積極的に行います。	健康福祉課（健康増進係）	A	町の健診受診者、健診結果データ提出者に対し健診データをもとに保健指導を100%実施しました。
	【再掲】 各年代やニーズに対応した様々な生涯学習講座等（大かえで倶楽部の教室等含む）を通じ、仲間づくりや心豊かな暮らしを応援します。	生涯学習講座等を開催します。	生涯学習係	A	大かえで倶楽部の運営を通じ、仲間づくりや心豊かな暮らしを応援しました。

7 自殺対策における生活困窮者層への取組					
▼	内容	▼	目標	▼	評価理由
1- (1)	<p>生活困窮の可能性がある人との接触が比較的高いと思われる、次のような業務の対応の際は、生活困窮者への支援の入り口としての役割も担っている事を意識した対応を行い、把握した場合は、支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等（健康福祉課の相談機能を有する係等）に含む）につなぎます（つなぎ階層）。また、相談機能を有する係等が生活困窮を把握した場合（他機関等からのつなぎを含む）は、支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等につなぎ、連携を取りながら包括的に支援します（包括支援階層）。</p> <p>生活困窮者へ有用な支援等を行っている、次のような団体等と特に強く連携して支援します。 池田町社会福祉協議会・まいざば大町・保健福祉事務所・ハローワーク等</p>	<p>支援の入り口としての役割も担っている事を意識した対応を行います。支援機関等の情報提供を行い、必要に応じて支援機関等につなぎます。</p>	<p>多世代相談センター 談話 ター 談する 担当課、 担当係等</p>	<p>A</p>	<p>令和2年度より、多世代相談センターを「相談機能を有する係」として設置し、総務課（収納係）、住民課（住民係、環境整備係、保険医療係）、健康福祉課（健康増進係）、産業振興課（商工係）、建設水道課（建設管理係、水道係）、学校保育課（学校保育係）、その他の該当する係等において把握した、自死の危険のある者のつなぎ先としました。 多世代相談センターでは、保健所と連携のうえで自死の危険のある者対応を行いました。</p>
	<p>生活困窮者へ有用な支援等を行っている、次のような団体等と特に強く連携して支援します。 池田町社会福祉協議会・まいざば大町・保健福祉事務所・ハローワーク等</p>	<p>関係団体と連携して支援します。</p>	<p>多世代相談センター 談話 ター 談する 担当課、 担当係等</p>	<p>A</p>	<p>多世代相談センターを主として各関係機関との連携体制を構築しています。 個別の支援の際は、この体制を活かし、連絡調整や進捗管理を行っています。</p>

5) 池田町成年後見制度利用促進計画(令和3年度～令和5年度)事業評価

施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり				
内容1	内容2	目標	評価	評価理由
1 中核機関の役割整理と運営体制の整備	大北地域における権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制整備に向けた「協議会」を設置し、大北5市町村の担当部局を1次窓口、北アルプス成年後見支援センターを2次窓口とし、双方を中核機関と位置付けて各機能の役割を整理します。 また、北アルプス成年後見支援センター運営委員会、大北保健福祉圏域障害者自立支援協議会等の既存の会議体を活用し、各中核機関の運営体制を整備します。	大北地域の体制整備協議会 (大北地域全体) 現 状/ 2回 /年 令和3年度/ 1回以上/年 令和4年度/ 1回以上/年 令和5年度/ 1回以上/年	A	令和3年度の北アルプス連携自立圏福祉専門部会において、北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会の設置、運営について協議し、令和4年度から別団体で構成する協議会を設置して、事務局を北アルプス成年後見支援センターに委託した。普及啓発、利用促進、総務の3部会を構成し、それぞれの課題解決に向けて協議した。 全体委員会を1回/年、3部会を各1回/3年開催
2 成年後見制度に関する広報活動の強化	パンフレット、広報紙、ホームページ等による広報や、町民向けの講演会、関係者向けの研修会等の開催を通して、成年後見制度の普及を図ります。		B	年度ごとに住民向け講演会、支援者向け基礎研修、支援者向け実践力強化研修を開催した。
施策2 成年後見制度の普及啓発				
内容	目標	評価	評価理由	
1 権利擁護支援に関する相談窓口の明示と対応力向上	中核機関の役割整理を踏まえ、パンフレット、広報紙、ホームページ等で相談窓口を明示します。		B	圏域内の全金融機関・警察署・交番・派出所に北アルプス成年後見支援センターのパンフレットと各年度の無料相談会チラシを配布した。
施策3 成年後見制度の利用促進				
内容	目標	評価	評価理由	
1 チームによる意思決定支援・身上保護体制の構築	意思決定支援に関する研修会等を通して、意思決定に支援が必要な人を中心に障害、親族や福祉、医療、地域の関係者などが協力し、後見人等と共に日常的に本人を周知し、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制をつくります。	意思決定支援研修会 (大北地域全体) 現 状/ 1回 /年 令和3年度/ 1回以上/年 令和4年度/ 1回以上/年 令和5年度/ 1回以上/年	A	各年度の支援者向け実践力強化研修に意思決定支援の内容を盛り込み開催した。 令和4年度/ 1回/年 実践力強化研修 1回/年
2 成年後見制度の利用支援(申立支援・受任調整等)	意思決定に支援が必要な人の状況に応じ、成年後見制度の必要性を早期に発見し、本人・親族や福祉、医療、地域の関係者などが協力し、必要に応じて町長申立を行います。 また、適切な後見人等の選任のための受任調整会議について、既存の無料相談会の活用等を含めて検討し、段階的に整備してまいります。	受任調整会議 (大北地域全体) 現 状/ /年 令和3年度/ 設置準備/年 令和4年度/ 3回程度/年 令和5年度/ 6回程度/年	D	単発の会議としては実施しなかったため数値目標の達成には至っていない。 一方で協議会の利用促進部会において、受任調整会議について検討したが、無料相談会が実質的に受任調整機能を果たしているとの共通認識を得た。そのため、今後当方は受任調整会議を設置しないこととした。

施策3 成年後見制度の利用促進			
内容	目標	評価	評価理由
3 後見人等への支援と不正防止	後見人等相談件数 (大北地域全体) 現 状/ /年 令和3年度/設置準備/年 令和4年度/5回程度/年 令和5年度/10回程度/年	C	後見人等からの相談を受けたが、数値目標には達していない。
4 成年後見制度への助成制度の拡充と活用促進		A	現行の成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、対象者に後見報酬を助成した。協議会の総務部会において、圏域内の成年後見制度利用支援事業モデル要綱について協議した。
5 法人後見支援員・市民後見人等の人材育成	法人後見支援員 (大北地域全体) 現 状/ /年 令和3年度/ 2人/年 令和4年度/ 4人/年 令和5年度/ 6人/年	D	北アルプス広域連合主催の介護人材養成講座において、成年後見制度を含む権利擁護事業について説明した。また、協議会の研修研修で先達地の取り組みを学び、利用支援部会で検討したが、市民後見人の養成は見送った。
6 権利擁護支援に関する対応力強化	無料相談会 (大北地域全体) 現 状/ 12回/年 令和3年度/ 12回/年 令和4年度/ 12回/年 令和5年度/ 12回/年	A	無料相談会 12回/年・3年相談会では、成年後見制度以外の制度や方法についても助言を得た。また、計画した委任調査会議の役割や、後見人等からの相談窓口としての明示はしていないものの、親族・第三者後見人等からの相談にも多様な役割を担う機会であると再確認した。

6) 成年後見制度とは

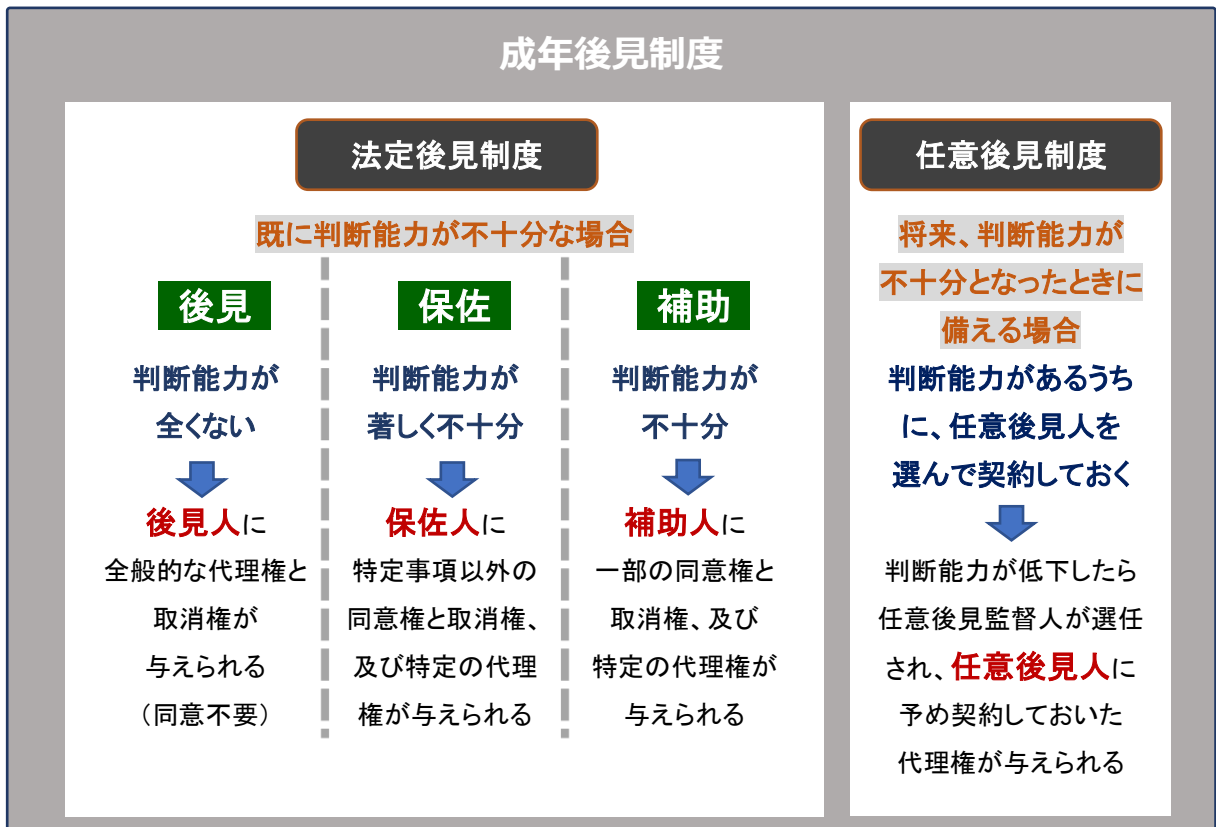
成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない人について、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

平成12年に旧禁治産・準禁治産者宣告制度を見直し、障がいのある人も地域でその人らしく暮らせる社会を目指すノーマライゼーション・残存能力の活用・自己決定権の尊重という3つの基本理念のもと、介護保険制度とともにスタートしました。

本人、4親等内の親族、市町村長等からの申立てにより援助者を選任する「法定後見」と、本人が判断能力のあるうちに将来に備えて「任意後見人」を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおく「任意後見」の2つの制度があります。

「法定後見」には、本人の判断能力に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3類型があり、選任された援助者はそれぞれ「後見人」・「保佐人」・「補助人」と呼ばれます。

家庭裁判所では、申立書に記載された候補者が適任であるかどうかを審理し、成年後見人等を選びます。成年後見人等には、本人の親族のほか、法律・福祉の専門家や一定の研修を受けた第三者（市民後見人）、福祉関係の法人などが選ばれます。

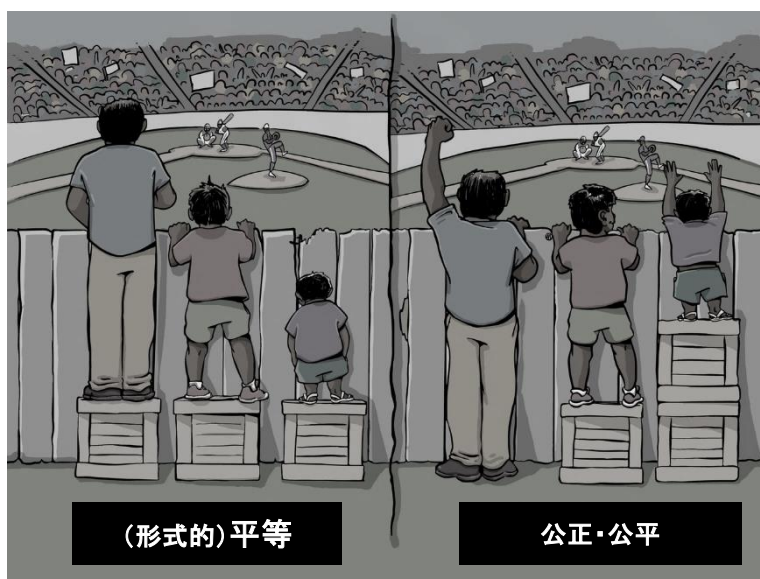


7) 合理的配慮と意思決定支援

平成 28 年 4 月 1 日に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者の社会生活における「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が求められています。

「合理的配慮」とは、障がいのある人が、障がいのない人と同等に「権利利益」を受けられるように、個々の特徴や場面に応じて生じる困難さを取り除くための個別の調整や変更のことです。

下の図では、踏み台の木箱を背の高い人から背の低い人に移すという「合理的配慮」によって、全員が野球観戦する「権利利益」が得られています。



※ Interaction Institute for Social Change から引用

判断能力が十分ではない人は、自ら制度利用の必要性を訴えることが困難であり、虐待や消費者被害等の人権侵害に遭いやすく、必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況におかれています。

判断能力が十分ではない人が、判断能力が十分ある人と同等に権利利益を受けられるには、「意思決定」に対する「合理的配慮」＝「意思決定支援」が必要となります。

成年後見制度は、身上保護や財産管理によって本人を法律的に支援する制度ですが、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り、権利利益を主張するという「意思決定支援」の視点が重要となります。そのため、この計画では、「判断能力が十分ではない人」を「意思決定に支援が必要な人」と表記しています。

8) 大北地域における成年後見制度の現状と課題

8) - 1 北アルプス成年後見支援センターの概要

北アルプス成年後見支援センターは、全国を上回るペースで高齢化が進む大北地域において、認知症や知的・精神障がいなどにより意思決定に支援が必要な人の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会を実現するため、成年後見制度に関する広報、相談、手続支援及び法人後見の受任等を行う機関として、平成 28 年 4 月 1 日に開設しました。

開設にあたっては、平成 25 年度から北アルプス広域連合内地域包括支援センター連絡会や大北障害保健福祉圏域自立支援協議会等で協議を重ね、平成 27 年度に設置した準備会で枠組みを検討し、大北5市町村の連携協約による北アルプス連携自立圏事業として、大町市が中心となり大町市社会福祉協議会に運営を委託しています。

- 名称 北アルプス成年後見支援センター
- 所在地 〒398-0002 大町市大町 1129 番地 大町市総合福祉センター内
- 電話 (0261) 22-1550 FAX (0261) 26-3856
- 開設日 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- 実施状況(左:大北5市町村、右:大町市)

年度		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
相談支援件数(件)		17	13	15	10	89	44	83	51	78	40
		6	0	8	3						
法人後見対応件数(件)		36	25	96	71	88	53	90	54	1,1	69
		5	0	8	6	2	3	8	9	41	8
法人後見 受任状況 (人)	新規	5	4	11	9	1	0	5	2	4	3
	終了	0	0	4	3	3	2	3	2	4	3
	受任中	9	5	16	11	14	9	16	9	16	9

※ 各年度 3 月 31 日現在

事業名	成年後見支援センター運営事業	連携市町村名
事業概要	圏域の成年後見支援センターを設置し、成年後見や権利擁護に関する相談への対応、各種支援、普及啓発等を行う。(運営委託)	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
事業効果	圏域全体を対象とすることにより住民サービスの充実、業務の効率化につながるとともに、市町村、関係機関等と連携して一元的・総合的に運営することにより、住民へのきめ細かい支援、権利擁護が図られ、成年後見制度に対する地域理解が進展する。	
大町市の役割	センター運営委託契約の締結、成年後見業務における連携・協力	
連携町村の役割	成年後見業務における連携・協力	
費用の考え方	タイプ I (連携事業) 大町市が予算化、連携町村が負担金を支出	
補助金等の名称		補助率
市町村の広域連携推進事業交付金		1/2 以内

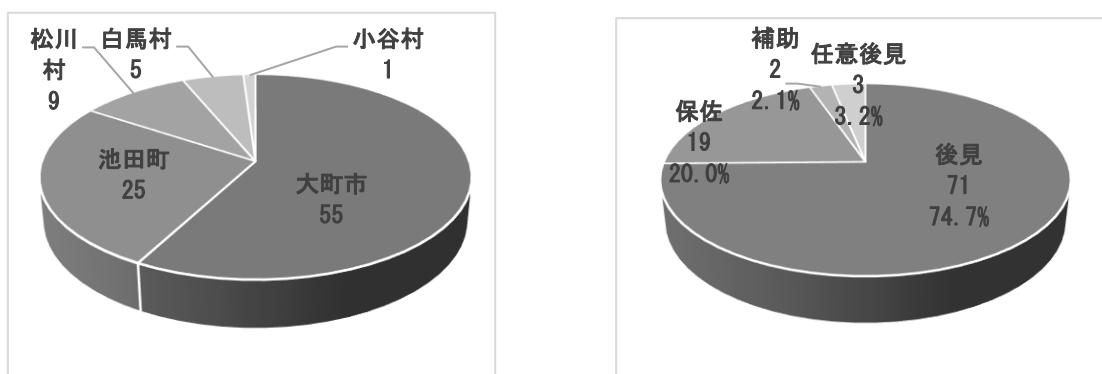
※ 出典:北アルプス連携自立圏連携ビジョン(第 2 期)

8) -2 成年後見制度の利用状況

大北5市町村の成年後見制度利用者数は、令和4年12月末現在で95人(内、大町市55人)となっており、類型別の内訳は、後見:71人(74.7%)、保佐:19人(20.0%)、補助:2人(2.1%)、任意後見:3人(3.2%)となっています。

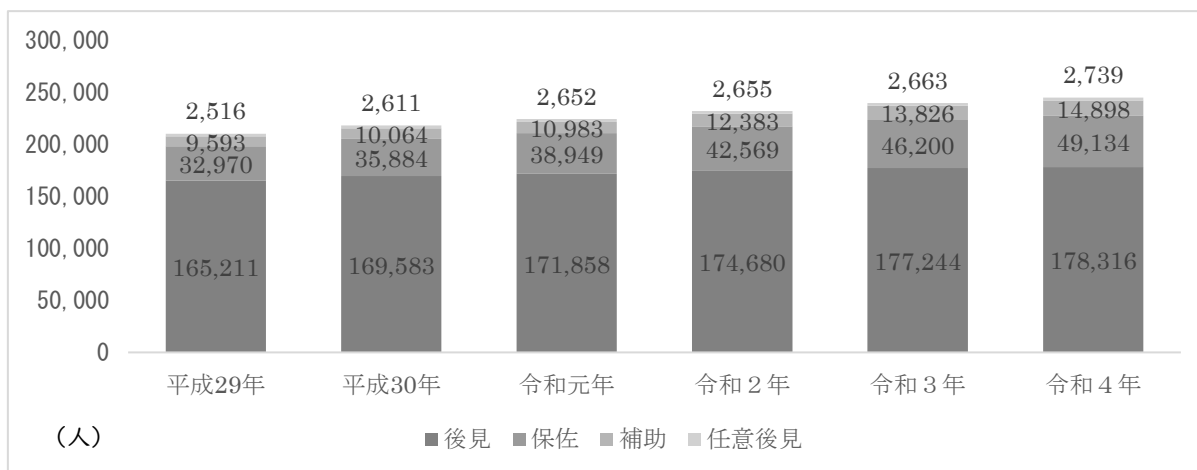
全国の成年後見制度利用者数は増加傾向にあり、令和4年12月末現在で約24万5千人となっており、類型別の割合は、後見:75.7%、保佐:17.9%、補助:5.2%、任意後見:1.2%となっています。

大北5市町村の成年後見制度利用状況(単位:人)



※ 出典:成年後見制度利用促進施策取組状況調査時家庭裁判所提供資料(令和4年12月末現在)

全国の成年後見制度利用者数の推移(単位:人)



年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	割合
後見	165,211	169,583	171,858	174,680	177,244	178,316	75.7%
保佐	32,970	35,884	38,949	42,569	46,200	49,134	17.9%
補助	9,593	10,064	10,983	12,383	13,826	14,898	5.2%
任意後見	2,516	2,611	2,652	2,655	2,663	2,739	1.2%
計	210,290	218,142	224,442	232,287	239,933	245,087	100.0%

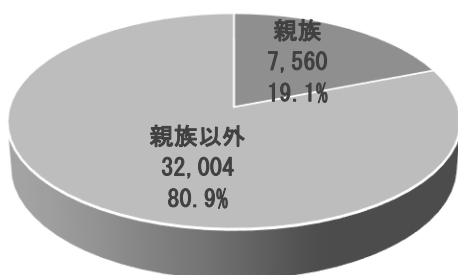
※ 各年12月末現在(出典:厚生労働省「成年後見制度の現状(令和5年5月)」)

成年後見人等と本人との関係別の内訳は、親族:19.1%、親族以外:80.9%となっています。更に親族の内訳は、子:53.4%、兄弟姉妹:14.9%、配偶者:7.5%、親:6.8%などになっており、親族以外の内訳は、司法書士:36.8%、弁護士:27.1%、社会福祉士:18.3%、社会福祉協議会:4.5%などとなっています。

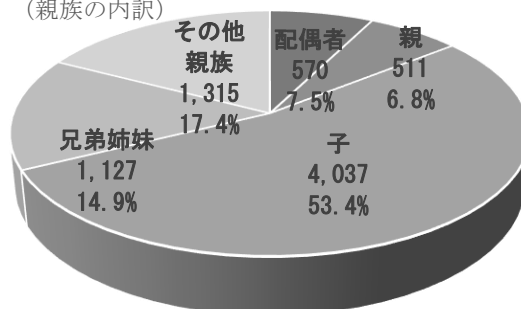
また、申立人と本人との関係別の内訳は、子:20.8%、市区町村長:23.3%、本人:21.0%、兄弟姉妹:11.3%などとなっています。

全国の成年後見人等と本人との関係別件数(単位:件)

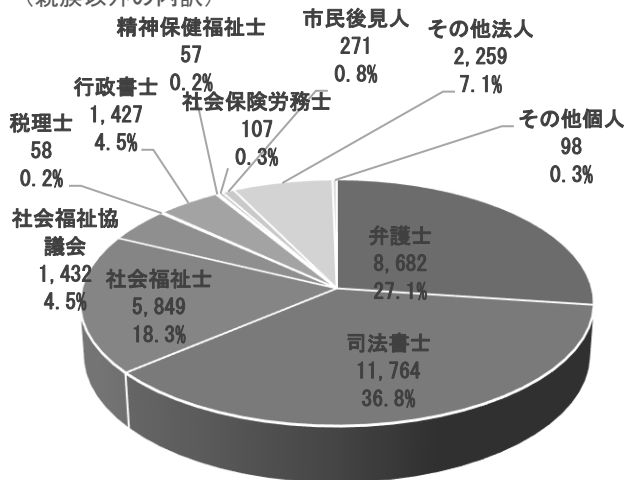
(親族, 親族以外の別)



(親族の内訳)



(親族以外の内訳)



※令和4年中の選任(出典:厚生労働省「成年後見制度の現状(令和5年5月)」)

8) -3 北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会の設置

第1期計画に基づき、北アルプス連携自立圏の福祉専門部会での協議を経て、令和4年度に「北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会」（以下「圏域協議会」）を設置しました。

圏域協議会では、「普及啓発」・「利用促進」・「総務」の3部会を構成し、それぞれのテーマに応じた課題について協議するとともに、先進地の視察等を実施しています。

- 名称 北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会
- 目的 北アルプス圏域における福祉、医療、介護、司法等の地域連携体制を構築し、高齢者及び障害者等への権利侵害の防止及び成年後見制度の利用促進等の権利擁護支援を推進する
- 協議事項 (1) 高齢者及び障害者等の権利擁護の普及啓発に関する事項
(2) 高齢者及び障害者等への権利侵害の防止に関する事項
(3) 成年後見制度の利用促進に関する事項
(4) 市町村が策定する権利擁護関連の計画に関する事項
(5) 前各号の他、権利擁護支援の推進に関し必要な事項
- 構成団体(29団体)

識見を有する者	長野県弁護士会、リーガルサポートながの支部、長野県社会福祉士会
保健・医療に従事する者	大北医師会、市立大町総合病院、北アルプス医療センターあづみ病院、大町保健福祉事務所
高齢者及び障がい者の福祉相談援助に従事する者	圏域内社会福祉協議会(5)、圏域内地域包括支援センター(7)、大北圏域障害者総合支援センター
福祉行政機関	圏域内市町村(5)、北アルプス広域連合
その他必要と認める者	大北保護司会、大町警察署、金融機関(大町金融団推薦機関)

部会構成

普及啓発部会	圏域内社会福祉協議会(5)、大北保護司会、大町警察署、金融機関(大町金融団推薦機関)
利用促進部会	長野県弁護士会、リーガルサポートながの支部、長野県社会福祉士会、大北医師会、市立大町総合病院、北アルプス医療センターあづみ病院、大町保健福祉事務所、北アルプス広域連合
総務部会	圏域内地域包括支援センター(7)、大北圏域障害者総合支援センター、圏域内市町村(5)

8) -4 大北圏域の課題

第2期計画の策定にあたり、圏域協議会の総務部会で国の第2期基本計画で求められる市町村の役割や大北地域における成年後見制度の現状と課題を共有するとともに、第1期計画の評価を行い、今後の展望を整理しました。

第1期計画の評価と展望

- ◇ 圏域協議会を設置し、中核機関の役割を整理した上で、部会による課題解決に向けた協議を行う体制が整備できた。国の第2期計画における機能強化の取組の「共通理解の促進」、「多様な主体の参画・活躍」、「機能強化のための仕組みづくり」の視点から、情報共有と課題別の協議を継続していく。
- ◇ 圏域協議会の設置により、現行の構成団体については相互連携体制が構築できつつあるが、当事者団体や他の専門職団体等を加えて連携体制強化を図る必要がある。
- ◇ 住民に身近な自治会・民生委員・小地域福祉ネットワーク・地区社協等との連携については、日常生活圏域単位で情報共有や意見交換ができる既存の会議体等を活用し、権利擁護の意識啓発と関係者間の連携強化を図っていくことが望ましい。
- ◇ 北アルプス成年後見支援センターによる広報活動全般の取組強化が図られ、支援関係者への理解は進んでいるが、未だ一般住民への理解が浸透していない。これまでの取組を継続するとともに、更なる普及啓発を図っていく必要がある。
- ◇ 無料相談会のチラシに一次・二次窓口を明示し、中核機関職員研修により、一次相談担当者の対応力向上が図られた。人事異動等があっても一定の相談対応ができるよう、継続的な研修が必要である。
- ◇ 実践力強化研修により、支援者への意思決定支援の普及啓発が図られている。国の第2期計画における福祉・行政・法律専門職による「支援」機能として、「チームの形成支援」と「チームの自立支援」が求められる。
- ◇ 毎月の無料相談会での助言に基づき、適切に市町村長申立てが実施できている。引き続き適切に市町村長申立てが実施できるよう、市町村の体制整備が求められる。
- ◇ 現時点では後見人等候補者の受任調整に困る場面が少ないため、受任調整会議の設置は見送っているが、受任調整の仕組みづくりについては、今後も検討が必要である。
- ◇ 現時点では、親族・第三者後見人等からの相談が少なく、ニーズがあるかの把握もできていないことから、まずは親族・第三者後見人等の相互交流の場について検討が必要である。
- ◇ 成年後見制度利用支援事業のモデル要綱の整備により、圏域内の助成制度の統一に向けた議論が進んだ。引き続き、助成制度の拡充と活用促進について検討していく。
- ◇ 圏域協議会の視察先において、養成した人材が実際に受任できない現状や、受講者のフォローアップに苦慮している現状から、当面市民後見人の養成は見送り、まずは法人後見を推進して後見支援員を養成することが望ましい。

9) 用語の解説

用語	解説
<p style="text-align: center;">権利擁護支援の 地域連携ネットワーク</p> <p>※市町村成年後見制度 利用促進基本計画策 定の手引きより</p>	<p>全国どの地域においても、必要な人が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする。</p>
<p style="text-align: center;">チーム</p> <p>※市町村成年後見制度 利用促進基本計画策 定の手引きより</p>	<p>協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たす。国基本計画では、必要に応じ、法律・福祉の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組み（介護保険や障害福祉のサービス担当者会議等）を活用して編成することとされている。</p>
<p style="text-align: center;">協議会</p> <p>※市町村成年後見制度 利用促進基本計画策 定の手引きより</p>	<p>後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。必ずしも一つの会議体である必要はなく、既存の支援の仕組み（地域ケア推進会議、自立支援協議会、高齢者虐待防止ネットワーク連絡会、権利擁護センター運営委員会）などを活用することができる。それぞれのネットワークの機能を拡充したり、複数の会議体を活用したり、打ち合わせ等を行うことによって「期待される成果」を発揮することができる。</p>

用語	解説
<p>中核機関 ※市町村成年後見制度 利用促進基本計画策 定の手引きより</p>	<p>専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められる。</p>
<p>受任調整 ※市町村成年後見制度 利用促進基本計画策 定の手引きより</p>	<p>「家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討」(国基本計画)を行う。「市町村長申立ての適切な実施や、『親亡き後』の障がい者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点」(国基本計画)から、市町村長申立ての候補者推薦を行うところから始めている市町村が多い。</p>
<p>大北障害保健福祉圏域 自立支援協議会</p>	<p>障害者総合支援法に基づき、大北圏域における障害福祉計画の推進と障害福祉サービスの適切な運用及び相談支援事業の適正かつ効果的な運営体制を確保するための協議会。</p>
<p>北アルプス連携 自立圏事業</p>	<p>地方自治法第252条の2に基づく「連携協約」により、大町市と池田町、松川村、白馬村、小谷村が、協議の整った施策分野について、相互に連携して取り組む事業。「連携協約」制度は、平成26年の地方自治法の一部改正により創設された。</p>
<p>小地域福祉 ネットワーク</p>	<p>小地域単位で要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開する住民組織。</p>

10) 池田町高齢者福祉計画(令和3年度~5年度)事業評価

健康寿命の延伸			
内容	目標	担当	評価理由
生活習慣病を早期発見・発症予防のため健診受診勧奨し、受診率を伸ばします。	健診受診率 国保70%以上、後期高齢者25%以上	健康増進係	健診受診率 R4 国保70.6% 後期高齢者28.6% (KDB R5.8現在)
	I 特定健診の高血圧・高血糖・脂質異常症等の重症化予防対象者の5%の減少 (R1 33.6%)		R4 予防対象者 32.1% 1.5%減少により達成率 30%
	II ①脳血管疾患・②虚血性心疾患・③人工透析有病者の減少 (国保R1 ①16.3%②8.4%③0.3%)		国保 R4 ①16.1%②8.7%③0.4% 後期高齢 R4 ①32.5%②16.8%③0.7%
	III 介護認定者の増加の抑制 (R1 1号16.1% 2号0.29%)		R4 1号16.0% 2号0.29%
脳血管疾患の原因である血圧のコントロールをよくするため、健診で尿中推定塩分量測定を実施し、塩分摂取量の改善を図ります。	IV 介護度3~5度以上の3%の減少	R4 43.7%	
	塩分摂取量、町の平均値1g減少し、国の目標値に近づける。(R1 男性9.9g 女性9.3g)		尿中推定塩分量 平均値 R4 男性9.4g 女性9.3g
生活習慣病・フレイル予防のための講座を介護予防事業の運動教室等で開催します。	・町主催の運動教室にて年1回実施		A
	・地区通いの場にて全地区の80%実施		D
			各教室にて口腔機能低下予防講座、生活習慣病重症化予防重症化予防のための講座を開催 33地区中11地区で実施 30% (コロナ禍にて実施しな い地区多かった)

生きがいつくり・社会参加の促進				
内容	目標	担当	評価	評価理由
高齢者向けの講座を開催し、学び合いの機会や地域活動等の情報を提供します。	みのり塾参加者数 400人・12回/年	生涯学習 係	C	244人・14回/年
生きがいつくり、仲間づくりの場として、シニア大学の受講をすすめます。	受講者数 20人以上/年	福祉係	D	広報紙、ホームページ、無線により広報を実施 R3年度7名 R4年度5名
地域の居場所づくりのため、老人クラブの活動を支援します。	団体数 10/年 会員数 1,000人/年	福祉係	A	老連及び加盟老人クラブへの補助金を交付。R4年度未 老連加盟老人クラブ10団体
能力や経験を活かすため、シルバー人材センターを通じて就労機会を提供します。	会員数 150名	福祉係	B	R4年度未824人
身体を動かしながら、地域の仲間・居場所づくりができる、のびのびゴム体操の活動を支援します。	のびのびゴム体操 継続実施地区20地区	地域包括 支援セン ター	A	R3 23地区 (内 7地区休み) R4 25地区 (内 7地区休み)
	のびのびゴム体操 新規実施地区 5地区		C	2地区増 コロナ禍であり、新規活動を開始できる環境でなかつた

高齢者の日常生活を支援する体制整備			
内容	目標	担当	評価理由
「支え合い・助け合いを広げる協議体」を開催し、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な仕組みの創出について協議します。	協議体の開催 年3回		R3 3回 R4 3回 A
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、地域の中で、支え合い・助け合い活動を活発化するため北アルプス広域連合で実施する「介護予防・日常生活支援サービスマテリアル養成講座」の受講と更新を促し、終了後の活動に結び付けられるように支援します。	「介護予防・日常生活支援サービスマテリアル養成講座」修了後の活動参加率 80%	地域包括 支援セン ター 委託先： 池田町社 会福祉協 議会	100% (R3 3人、R4 3人) 活動参加意欲のある方に受講を勧めたため A
「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」に地域に潜在する専門知識のある人も掲載し、地域づくりへのつながりを支援します。	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」の更新/毎年		毎年更新している A
支え合い・助け合い活動の周知と、住民主体の活動を活発化するため、各地区において出前講座を開催します。	各地区出前講座 5カ所/年		R3 5回 R4 4回 B
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、介護予防のため、自主活動団体と連携しながら、地域の中で、少人数で集える場づくりを推進します。	地域の集いの場の創出 5カ所/3年 そのうち、介護保険の地域支え合い活動（通所・訪問）の新規活動数 2件/3年		総合事業B型（通所）、B型（訪問）、D型 洪坂、滝の台地区でのサロン開始への支援 A
希望する高齢者独居世帯に対し、緊急通報システムに係る費用を助成するとともにシステムの選択肢を増やします。	新規システム構築 2件/3年	地域包括 支援セン ター	総合事業B型（通所）、B型（訪問）、D型 A
自動車運転免許証を自主返納された方の外出支援策として、町営バス回数券を無料配布します。	PRチラシ設置/通年	環境係	みまもりホン、タクシー運転手駆けつけ型 創出 B
心身の状態により公共交通機関の利用が困難な高齢者の移送を支援します。	広報誌等による周知活動 1回/年 福祉輸送サービスマテリアル登録者数 20人/年	環境係 福祉係	役場及び池田交番に設置 HPへ常時掲載 R4年度末27人 慢性的供給不足は発生していない A

認知症施策の充実				
内容	目標	担当	評価	評価理由
認知症になっても地域で暮らし続けられるよう、住民、商店、企業等、地域の様々な方に認知症を正しく理解していただく機会として、認知症を考える講演会を開催します。	1回/年		A	認知症啓発事業 映画上映会 R3.11.26(2回)、 R4.12.1
住民、小中学生、商店、企業等、地域の様々な方に認知症の見守り・応援者である、認知症サポーターの養成講座を実施します。	150人/年	地域包括 支援セン ター	A	R3 8回 340名 R4 4回 151名
認知症の方を支える家族への支援策として、家族介護者の会等を行います。	1回/年		C	アウトリーチが十分にできず、希望者を募ることができなかった
認知症の方の徘徊・見守りに対するシステムや仕組みを導入します。	新規1事業/3年		D	なし

地域包括支援センターの運営機能強化			
内容	目標	担当	評価理由
保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種、常勤専従職員各1名以上を配置し業務を進めます。	常勤専従職員各1名以上配置/通年		A
認知症施策を推進のため、認知症地域支援推進員を配置します。	1名		A
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）との連携協力し、事業を進めていきます。	隣組単位の見守り活動や、つどいの場の数 新規3カ所/3年		A
計画に沿った具体的な進め方達成目標を定めた「地域包括支援センター事業計画」を毎年策定・実施・評価を行います。	PDCA 1/年		A
必要な方に、必要な時に、必要な情報が届くよう、他方面の情報収集し、周知・広報していきます。（虐待、認知症、成年後見制度）	周知事項3項目町広報誌への掲載 3回/年		A
職員の総合相談力、地域課題の発見力、対応力等が向上し、専門性を高めることができるよう、研修の機会を確保します。 事業者連絡協議会、県、職能団体等の主催する研修会へ参加および参加します。	職員の研修等参加回数 5回/年/人	地域包括支援センター	A
個別の支援を通じて、関係機関との連携・ネットワークの強化、地域のケア力の向上を図ります。 （民生児童委員・医療・介護保険事業所・行政・司法機関等）	地域ケア個別会議 10回/年		B R3 8回 R4 9回
介護予防支援について、自立支援・介護予防の視点をもったケアマネジメントを行います。	専門職との学習会 6回/年		A ケアマネ懇談会 R3 8回、R4 9回
地域の介護サービスの質向上のため、苦情窓口を周知し、本人や家族が気軽に意見を言える環境を整備します。	広報誌・ホームページへの掲載 1回/年		A
地域ケア推進会議を開催し、個別課題の解決から地域の課題を抽出します。地域課題を検討したり、学びを深めることで、地域包括ケアシステムの深化につなげていきます。	地域ケア推進会議 3回/年		B R3 3回 R4 3回 R4 1回

高齢者虐待の防止と対応				
内容	目標	担当	評価	評価理由
虐待防止（不適切ケアの防止）、早期発見の理解を深めるために住民、関係者を対象とした研修会等を開催します。	1回/年		B	R3 地域ケア推進会議にて2回
外部研修を受講しながら、町の虐待対応力の向上に努めます。	対応職員全員受講/3年	地域包括支援センター	A	
高齢者障害者虐待防止・対応マニュアルを活用し、対応するとともに、課内研修を行います。	課内研修 1回/年	ター	A	R3 地域ケア推進会議、OJT R4 OJT
虐待要因の解消のため、介護者・家族の孤立防止に向けた取組みを行います。	家族介護者の会開催 1回/年		C	アウトリーチが十分にできず、希望者を募ることができなかった
孤独死の防止・緊急時の支援機能強化				
内容	目標	担当	評価	評価理由
個別の緊急対応時、速やかに支援につながるよう、キーパーソンとなる人の連絡先を把握します。	緊急情報カプセル配布 希望独居世帯/3年		A	R5.8 現在 約300世帯
民生児童委員による福祉台帳の作成により、緊急時に備えます。	町への情報提供同意の体制整備/ R5予定更新時	地域包括支援センター	B	対応を統一するために、避難行動要支援者に対して支援機関への情報提供についての同意を得る方法に変更した 着手できていない
親族がいない方の緊急・死亡時の支援・対応方法について検討し、マニュアルを作成します。	マニュアルの完成/3年	ター	D	しかし、個別支援の中で他機関と連携をとり対応できている

自然災害や感染症の対策支援				
内容	目標	担当	評価	評価理由
災害時職員初動マニュアル等防災に関するマニュアルを理解し、災害時の対応に備えます。(全職員に促す)	毎年度4月に初動マニュアルの周知徹底を図る	危機管理 対策室	A	4月に初動マニュアルの一部改訂を行い、Web掲示により職員周知した。
避難行動要支援者名簿を毎月更新します。	毎月(年12回)実施	福祉係	C	同内容の変更などにより中断期間あり。R5.5より新方式にて再開。14か月/36か月 毎月実施している。
個別支援計画を作成します。	避難行動要支援者名簿の情報提供の同意した方 100%	福祉係	D	130/269 48.3%(R4.3) R5.5より新方式に変更。
避難行動要支援者名簿の情報提供同意率を向上させます。	同意率 70% / 3年	福祉係	D	269/438 54.5%(R4.3) ※同意しない9、不明・検討中 160 194/443 43.7%(R5.8) ※同意しない 10、未返送 239
関係機関と連携して、自主防災会を含めた支援の知識を学ぶため、防災・災害時対応に関する研修会・講習会を実施します。	毎年2月防災講習会の実施	危機管理 対策室	A	2月に地区自主防災会及び防災士連絡協議会会員を対象に、県政出前講座によるクロスロード講習会を実施した。
各自主防災会が災害時住民支え合いマップを作成し、活用できるように協力・支援します。	出前講座の実施	危機管理 対策室	A	上記のとおり。 本年は10月に、出前講座によるHUGを予定している。
各自主防災会が災害時住民支え合いマップを作成し、活用できるように協力・支援します。	毎年4月避難行動要支援者名簿の更新時に活用体制を図る	危機管理 対策室	A	4月の自主防災会連絡協議会に併せて、名簿の更新を行った。
土砂災害警戒区域の自主防災会を対象にした自主避難計画の作成と避難行動要支援者の支え合いを考慮した訓練の実施を行います。	対象1地区を抽出し毎年4月から9月までに計画を作成。10月に訓練を実施	危機管理 対策室	A	昨年10月と11月に2地区を対象に実施 本年は11月に1地区で計画している。
町の避難所運営マニュアルの検証を兼ね支援体制を含む避難所運営訓練の実施を行います。	毎年11月に支援関係者を対象に実施	危機管理 対策室	A	昨年10月に体験ブース型訓練を実施した。

自然災害や感染症の対策支援				
内容	目標	担当	評価	評価理由
福祉避難所に指定された施設への研修会を開催します。	1回/年	危機管理 対策室	C	研修会は実施していないが、避難確保計画に基づいた避難訓練に立会った。
感染症の大規模発生に対応できるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画に添い対応します。また職員にはBCP（新型インフルエンザ等感染症編）対応を促します。	毎年4月。	危機管理 対策室	C	前年は新型コロナウイルス感染症に対する対応を継続して、BCP（新型インフルエンザ等感染症編）も継続とした。
	感染症発生期には随時対応	危機管理 対策室	A	Web等で随時、予防と対応について情報提供している。

11) 池田町障害者計画(平成30年度～令和5年度)事業評価

1 住まい・まちづくりの推進					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
1- (1) 障がい者にやさしい町づくりをめざして、バリアフリー法の目的に沿えるよう、建築物の新改築に努めます。 県営住宅や自立支援サービス、日常生活用具の給付、住宅改良による住宅の確保と円滑な入居が行われるよう、相談援助を行います。 虐待発生時又はその危険がある場合、緊急避難が行えるよう、障害者支援施設と連携し、居住環境の確保を行うとともに、費用等の支援ができるよう支援体制の整備に努めます。	建築物の新改築に努めます。	建設系 生涯学習課	A	町営住宅の新改築はありませんでした。 令和3年にオープンした交流センター「かえで」はバリアフリー法の目的に沿い建設しました。	
	相談援助を行います。		A	令和2年度より「福祉の総合相談窓口」として、健康福祉課に多世代相談センターを設置し、相談支援体制を強化しました。	
	居住環境の確保が行えます。 居住環境の確保を行います。 支援体制の整備に努めます。		多世代相談センター	A	障害者支援施設だけでなく、県や町の公営住宅担当課、NPO法人、地域住民等とも連携体制を強化しながら、居住環境の確保に努めました。
	社会参加における移動支援の充実に努めます。			D	町全体の交通施策を踏まえながら、低床バスや個別で利用できるデマンド交通等検討してきましたが、移動支援が充実したとは言えない状況です。
1- (2) 障がい者の自立を支えるため、公共交通の在り方について関係機関を含め検討し、公共交通環境の整備に努めます。 障がい者の自立を支えるため、公共交通の在り方について関係機関を含め検討し、公共交通環境の整備に努めます。 町建設担当部局と連携し、障害者も安心して利用できる道路環境の整備に努めます。 県で行っている信州バード・パーミッド制度の対象者に対して制度利用の周知に努めます。 障がい者利用に対する理解を深めるため、交通事業者に向けた差別解消など研修会を実施します。	公共交通環境の整備に努めます。		B	歩道の汚損等を把握した際には、障がい者の移動の妨げにならないよう、町建設担当部局と連携し、迅速な保全に努めました。	
	道路環境の整備に努めます。	建設系	B	対象ケースがあった際に、個別で対応しました。	
	制度利用の周知に努めます。	多世代相談センター	B	令和4年度に大北圏域障害者自立支援協議会権利擁護部会において、研修を行いました。	
	研修会を実施します。		B		

2 啓発活動・意思疎通支援の充実				
内容	目標	担当	評価	評価理由
2-(1)	障がい者本人、家族、ボランティア、関係者がケアマネジ メントを理解し活用するための学習会等を実施し、普及・ 啓発に努めます。	普及・啓発に努めます。	B	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修会 等はいきませんでした。 啓発等が必要な個別ケースが発生した際には、個別 で対応しました。
	精神障がいに関する地域住民の理解のための活動を企画・ 支援します。	理解のための活動を企画・支援しま す。	C	理解のための支援等が必要な個別ケースが発生した 際には個別で対応しましたが、理解のための活動の企 画は行いませんでした。
	情報のバリアフリー化の充実に努めます。	バリアフリー化の充実に努めます。	B	製作するパンフレット等に読みがなをつけ、情報の バリアフリーを意識しました。
2-(2)	情報機器の活用や多様なコミュニケーション手段の確保を 行い、障がいの状況に応じて必要な情報を必要な時に容易 に入手できるような体制の整備に努めます。	体制の整備に努めます。	B	個別のケースの進捗管理を行うなかで状況を把握 し、聴覚障がい者との面接時に手話通訳者の手記を行 う等、迅速なコミュニケーション手段の確保に努めま した。
	聴覚障がいに対応した手話通訳者、要約筆記者の養成を推 進し、派遣体制の充実に努めます。	派遣体制の充実に努めます。	B	個別のケースの進捗管理を行うなかで状況を把握 し、聴覚障がい者との面接時に手話通訳者の手記を行 う等、迅速なコミュニケーション手段の確保に努めま した。
	障がい者のニーズを把握し、日常生活用具の給付を行いま す。	ニーズに合わせて、日常生活用具の 給付を行います。	A	多世代相談センターで詳細に把握した個々のケー スの状況を受け、必要性に応じて適切に給付を行いま した。

3 自然災害・感染症・防犯対策					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
3- (1)	災害時又は災害が起こりそうな場合、障がい者の特性に配慮した情報伝達の体制の整備に努めます。	情報伝達の体制の整備に努めます。	A	本人の意向を尊重した個別避難計画を作成し、自主防災会による情報提供を図っています。	
	避難行動要支援者名簿を活用した障がい児者に対する適切な避難支援を行なうことができるような体制の整備に努めます。	体制の整備に努めます。	A	平時から自主防災会に名簿を提供して、家族の意向に応じた個別避難支援体制を整えています。	
	避難行動要支援者を把握し、自治防災会と共働し、防災訓練等を通して災害時の安否確認に備えます。	防災訓練等を通して災害時の安否確認に備えます。	A	地震総合防災訓練などの機会に避難訓練や安否確認訓練等を実施しています。	
	指定された福祉避難所における、個別の運営マニュアルを作成するとともに、避難訓練を実施します。	個別の運営マニュアルを作成し、避難訓練を実施します。	A	町内全ての施設で避難確保計画を作成済みです。避難訓練の報告がない施設に対しては実施するよう指導してま。	
	避難所に置いて障がい児者が必要な物資を含め、障がい者に応じた支援を得ることができるよう、町消防防災係と連携して、物資の備蓄に努めます。	町消防防災係と連携して、物資の備蓄に努めます。	A	障がい者に限らず、避難者分物資の備蓄に努めているほか、最低3日分、できれば一週間の食料・水などを家庭で備蓄するよう町ホームページなどを通じて広報しています。	
	避難所運営の体制整備を進めるとともに、災害ボランティアの育成を図ります。	避難所運営の体制整備を勧めます。災害ボランティアの育成を図ります。	A	毎年、避難所運営訓練や自主防災会組織普及啓発活動を通じて、避難所運営や被災者支援に関する啓発を図っています。	
	防災意識高場のため、防災研修の場を提供します。	防災研修の場を提供します。	A	地震総合防災訓練、避難所運営訓練及び自主防災会組織普及啓発事業を開催し、自主防災会、防災士連絡協議会、消防団及び町職員に対し研修の場を提供しています。	
	被災後の心のケア体制の整備に努めます。	心のケア体制の整備に努めます。	多世代相談センター	A	
	被災した場合には、安定した障害福祉サービスの提供ができるよう、障害者支援施設との連携の体制整備に努めます。	障害福祉施設との連携の体制整備に努めます。	危機管理対策室	A	協定を締結するなど、個別避難計画を作成して、支援施設との連携を図っています。

3 自然災害・感染症・防犯対策				
内容	目標	担当	評価	評価理由
3-(2)	町防犯組合と連携し、日頃からの見守りや声かけなどのできる組織体制の構築に努めます。	住民課	C	
	防犯に関する講習会や防犯対策パンフレット等を作成し、防犯意識の高揚に努めます。	住民課	C	
	防災や防犯などの情報を得られる池田町メール配信サービスの利用について、周知します。	危機管理対策室	A	町ホームページで周知を図っています。
	町の消費者相談窓口や関係機関などと連携して、障がい者の消費者トラブルの防止及びその被害からの救済への支援を行います。	多世代相談センター	B	多世代相談センターが統括して個別ケースを進捗管理し、消費者トラブルの防止及びその被害からの救済への支援を行いました。

4 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止				
内容	目標	担当	評価	評価理由
4-(1)	市民の権利擁護のため、基幹社会福祉協議会(大町市社会福祉協議会)、町社会福祉協議会、町地域包括支援センターと連携し、この制度の普及に努めます。	各関係機関と連携し、制度の普及に努めます。	B	個別のケース対応時に各支援機関等と連携し、障がい者に対する差別の解消や権利擁護の推進を図りました。
	障害者虐待防止法に関する啓発活動を行うとともに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援を行います。	啓発活動を行います。 虐待の防止及び相談等の支援を行います。	B	役場施設内のポスター掲示等により、啓発を行いました。 個別のケースの相談対応を行うなかで状況を把握し、虐待の防止、早期発見や早期対応に努めました。
	関係機関の専門職との連携を密にして、虐待等防止や早期発見・早期対応及び自立に至る支援等を行います。	虐待等防止や早期発見・早期対応を行います。 自立に至る支援等を行います。	A	個別のケースの進捗管理を行うなかで状況を把握し、自立に向けた支援を行いながら、虐待の防止、早期発見や早期対応に努めました。
4-(2)	障害者虐待防止法に関する啓発活動を行うとともに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援を行います。	啓発活動を行います。 虐待の防止及び相談等の支援を行います。	A	役場施設内のポスター掲示等により、啓発を行いました。 また、個別のケースの進捗管理を行うなかで状況を把握し、虐待の防止、早期発見や早期対応に努めました。
	関係機関の専門職との連携を密にして、虐待等防止や早期発見・早期対応及び自立に至る支援等を行います。	虐待等防止や早期発見・早期対応を行います。 自立に至る支援等を行います。	A	個別のケースの進捗管理を行うなかで状況を把握し、自立に向けた支援を行いながら、虐待の防止、早期発見や早期対応に努めました。
4-(3)	障がい者に対する差別や権利侵害を防止するため、相談体制の整備に努めます。	相談体制の整備に努めます。	A	令和2年度より「福祉の総合相談窓口」として、健康福祉課に多世代相談センターを設置し、相談支援体制を強化しました。
	障害者差別解消法について理解を深めるため、事業者や地域住民向けの研修会を実施する等、広報・啓発活動を行います。	広報・啓発活動を行います。	B	役場施設内のポスター掲示等により、啓発を行いました。
	障がい者に対する合理的な配慮の提供を徹底するため、町職員に対する研修を行います。	町職員に対する研修を行います。		新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修会は行っていません。評価できません。

5 自立した生活の支援、意思決定支援の推進				
内容	目標	担当	評価	評価理由
大北障害保健福祉圏域自立支援協議会の一員として、障がい者等への支援体制に関する課題を抽出・共有し、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。	課題の抽出・共有をします。体制の整備に努めます。		C	大北障害保健福祉圏域自立支援協議会の一員として、課題の抽出や共有は不十分だと考えています。状況改善を図るため、令和4年度に協議会を刷新する提案をし、令和5年度から新たに体制整備を行っています。
障がい者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の機能がスクラム・ネットに付加されました。スクラム・ネットと協働し、相談支援体制の充実・強化を行います。	相談支援体制の充実・強化を行います。	多世代相談センター	A	町における「福祉の総合相談窓口」である多世代相談センターが、スクラム・ネットと連携しながら主体的に進捗管理を行い、相談支援体制の充実・強化を行いました。
障がい者等が自らの意思決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできるよう、様々な障がい種別に対応した相談支援の提供に努めます。	様々な障がい種別に対応した相談支援の提供に努めます。	多世代相談センター	A	多世代相談センター内において、随時ケース検討したうえで各支援機関と検討や調整を行うことで、様々な障がい種別に対応した相談支援の提供に努めました。
ライフステージで途切れることのない支援の継続・調整を図るため、病院の退院支援室や施設の支援室や指定一般相談支援事業所と連携し、地域で生活できるよう相談体制の充実に努めます。	地域で生活できるよう相談体制の充実に努めます。		A	多世代相談センター内において、随時ケース検討したうえで各支援機関と検討や調整を行うことで、地域で生活できるよう相談体制の充実に努めました。
地域で生活する難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を行いません。	難病患者の相談や支援を行いません。		A	多世代相談センター内において、随時ケース検討したうえで各支援機関と検討や調整を行うことで、きめ細やかな相談や支援を行いません。
障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成等、当事者の支援について、必要性に応じた適切な支給決定を行います。	必要性に応じて適切に支給決定を行います。	福祉係	A	多世代相談センターで詳細に把握した個々のケースの状況を受け、必要性に応じて適切に支給決定を行いました。
日中一時支援、地域活動支援センター等、地域生活支援事業の周知を行うとともに、障がい者のニーズに応じてサービス利用を促します。	ニーズに応じたサービス利用を促します。	多世代相談センター	A	多世代相談センター内において、随時ケース検討したうえで各支援機関と検討や調整を行うことで、ニーズに応じたサービス利用を促しました。

5 自立した生活の支援、意思決定支援の推進					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
5-(2)	<p>地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保される、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築を目指します。</p>	C	<p>個別の相談があった際、多世代相談センターが中心となって対応しました。ただ、相談発生を見越した事前の体制構築という点では課題があります。</p>	
	<p>障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等)を大北障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携して協議を進め、地域生活支援拠点体制の整備に努めます。</p>	<p>地域生活支援拠点体制の整備に努めます。</p>	多世代相談センター	C	<p>個別の相談があった際、多世代相談センターが中心となって対応しました。ただ、相談発生を見越した事前の体制構築という点では課題が残ります。</p>
	<p>医療、福祉、保健、教育等関係部署と連携し、医療的ケアが必要な障がい児について、地域において包括的な支援が受けられるような体制の整備に努めます。</p>	<p>体制の整備に努めます。</p>		C	<p>個別の相談があった際、多世代相談センターが中心となって対応しました。ただ、相談発生を見越した事前の体制構築という点では課題が残ります。</p>

6 保健・医療の推進				
内容	目標	担当	評価	評価理由
6- (1)	乳幼児健康診断や訪問指導などにより、障がいの早期発見に努め、障害児通所支援・リハビリテーション等の早期療育に努めます。	多世代相談センター	A	保健師、助産師と連携し、毎月開催する健康プログラム会議や、随時開催の個別ケース検討会議で保護者に対する療育の提案等を検討しました。
	各種健康診断、健康相談等を行う職員の資質の向上のため、研修受講の促進に努めます。	健康増進係	A	管内研修会、県主催の研修、自主的研究会の研修等に参加し、保健指導等の質の向上に努めました。
	県が行っている、在宅重度心身障がい児者に対する訪問歯科検診の実施を促します。	健康増進係		対象となるケースがなかったため、評価が行えません。
	医師、薬剤師、保健師、栄養士等の連携により生活習慣病及び合併症の発症、症状の進行等の予防に努めます。	健康増進係	A	健診受診者には全員保健指導実施しました。また、データ改善のために必要に応じて栄養士による栄養指導や医療機関への受診同行等を行いました。
6- (2)	自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の給付の周知を行います。	多世代相談センター	A	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。
	抗精神病薬を内服している方の糖尿病を予防するため、簡易健診を受けやすい体制整備に努めます。	健康増進係	A	多世代相談センターと連携し、対象者に特定健診や39歳以下健診受診を促しました。簡易健診を受けやすい体制整備と促しにより、10名が受診に結びつきました。
	地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の周知に努めます。	多世代相談センター	A	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。
	難病患者に対し、医療、保健、福祉等関係部署と連携し、在宅療養上の適切な支援を行なう体制の整備に努めます。	健康増進係	A	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。

7 行政における配慮の充実					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
<p>苦情相談窓口を、町広報紙及び町ホームページで周知します。</p> <p>利用者のサービス利用にかかる苦情の相談については、「池田町社会福祉施設における苦情解決に関する規程」により解決に努めます。</p> <p>事業者と利用者の当事者間では解決が困難な場合には、利用者に対し、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会における苦情解決について情報を提供し、必要に応じ、その利用を援助します。</p> <p>指定事業者・施設が指定基準を満たしていない場合や、請求に疑義のある時は、県等にすみやかに通知し、改善が図られるよう対応します。</p>	<p>苦情相談窓口の周知をします。</p> <p>池田町社会福祉施設における苦情解決に関する規程により解決に努めます。</p> <p>苦情解決について情報を提供し、利用の援助をします。</p> <p>改善が図られるよう対応します。</p>	<p>多世代相談センター</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>/</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>相談先として多世代相談センターを周知しました。</p> <p>規程に則って対応しました。</p> <p>対象となるケースがなかったため、評価が行えません。</p> <p>県の障害者支援課との連携を重要と考え、疑義等に関しては日頃から相談しながら対応しました。</p> <p>コロナウイルスの感染拡大を避けるため、合同の研修等は行いませんでしたが、対応の配慮が必要な場合には多世代相談センターが調整しながら、配慮が行える環境を整えました。</p> <p>個別ケースへの対応時に、必要に応じて情報の提供を行いました。</p>	
<p>町職員に対する障がい者に関する理解を深め、窓口等における障がい者への配慮が行えるよう、差別解消等の研修を実施します。</p> <p>投票が困難な障がい者の投票機会を確保するため、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の対象者は制度の周知に努めます。</p>	<p>差別解消等の研修を実施します。</p> <p>制度の周知に努めます。</p>				

8 雇用・就労・経済的自立の支援				
内容	目標	担当	評価	評価理由
事業所に対しては、就労支援関係機関(大北障害保健福祉圏域自立支援協議会、スクラム・ネット、しえるば、ハローワーク、障害福祉サービス事業者等)と連携のうえ、障がい者雇用の働きかけや雇用する上で必要な支援技術の提供に努めます。	障がい者雇用の働きかけを行います。必要な支援技術の提供に努めます。		A	障がいのある方個々のケースについて、各支援機関と連携しながら対応し、必要な支援技術等の提供が行われました。
8- (1) 大北障害保健福祉圏域自立支援協議会やハローワークと連携して、障がい特性に応じた様々な雇用形態(短期間雇用、グループ雇用等)の啓発活動に努めます。	様々な雇用形態の啓発活動に努めます。		A	相談者の状況に応じて、各支援機関と連携のうえで事業所等に対し就労形態について相談、提案を行いました。
国が進める「人手が足りない農業」と「働く場の確保と賃金向上を求める福祉」が結びつく農福連携プロジェクトのような、地域での就労体験機会を発掘するとともに、障がい者雇用推進に向けた周知を行います。	地域での就労体験の機会を発掘します。障がい者雇用推進に向けた周知を行います。		B	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。
しえるばの就業支援ワーカーやハローワーク、障害福祉サービス事業者とのネットワークを構築し、協力体制のもと、本人の障がい状況や能力・適性に応じた就労支援に努めます。	各関係機関とのネットワークを構築します。障がい状況や能力・適性に応じた就労支援に努めます。	多世代相談センター	B	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。
8- (2) ハローワークや県で行っている「障害者就労支援事業」(トライアル雇用事業、ジョブコーチ、障害者民間活用委託訓練事業、チャレンジ雇用等)について周知し、その活用を支援します。	障害者就労支援事業の周知・活用を支援を行います。		B	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。
就労する側も雇用する側も良い関係で仕事が継続して行えるよう、また、離職した際にも再度やり直しができよう、就労支援関係機関との連携を深めます。	就労支援関係機関との連携を深めます。		B	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。
精神障がい者が一般就労した際には、職場定着を促すため、医療関係者との連携を密にしながら相談支援に努めます。	医療関係者と連携しながら相談支援に努めます。		B	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。

8 雇用・就労・経済的自立の支援					
	内容	目標	担当	評価理由	
8- (3)	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を促進するため、町内事業者への制度の周知に努めます。	制度の周知に努めます。		B	町の福祉行政機関として、健康福祉課において障害者優先調達推進法に基づく優先購入を促進するとともに、ポスターの掲示等により制度の周知に努めました。
	県や大北障害者保健福祉圏域自立支援協議会と連携して、障害福祉サービス事業所における工賃の向上に対する取組を推進します。	工賃向上に対する取組を推進します。	多世代相談センター	C	工賃向上については、大北障害者保健福祉圏域自立支援協議会就労支援部会の話題の一つとして挙げることはありましたが、取組の推進には至りませんでした。
8- (4)	障害年金制度の周知を行うとともに、必要に応じて、スクラム・ネットと連携して障害年金申請の支援を行いません。	障害年金制度の周知を行います。 障害年金申請の支援を行いません。	多世代相談センター	A	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。障害年金の申請支援については、現在、迅速かつ的確に行えるように、社会保険労務士との連携による支援が主となっています。
	国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金が受給できない方については、特別障害者給付金制度の利用を促します。	特別障害者給付金制度の利用を促します。		A	対象となるケースがありましたが、多世代相談センター内での情報共有の際に状況把握を行いました。

9 教育・育成の振興					
内容	目標	担当	評価	評価理由	
9- (1)	年長児の保護者を対象に、就学に向けた学習障がいについての啓発を目的とした研修会を行います。	学習障がい啓発の研修会を行います。	C	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修会は行いませんでした。 相談ケースがあった際に、個別で対応しました。	
	早期支援が行えるように、各種健診において、保護者とともに発達の確認をします。その際、発達がゆるやかな場合には、各専門相談につなげ、家庭での関わり方の助言や各種療育教室の利用を促します。それでも、発達に変化がない場合には、医療機関の受診や児童発達支援事業の利用を促します。	発達の確認をします。 関わり方の助言や各種療育教室の利用を促します。 医療機関の受診や児童発達支援事業の利用を促します。	A	保健師、助産師と連携し、毎月開催する健康プログラム会議や、随時開催の個別ケース検討会議で保護者に対する療育の提案等を検討したうえで、医療機関の受診や児童発達支援事業の利用を促しました。	
	地域における児童発達支援事業、放課後等児童デイサービス等の障害児通所施設の充実に努めます。	障害児通所施設の充実に努めます。	多世代相談センター	B	障害児通所施設等の新規設置に関する相談があった際に相談に応じました。 また、新規事業所の運営や利用者に関して相談があった際に個別の応じました。
	親が悩みを話し合えるよう、「親の会」を紹介するなど、交流の場の確保に努めます。	交流の場の確保に努めます。		B	相談があった際に、福祉センターのつどいの広場や、児童センターのわんぱく広場等、交流の場の情報を提供しました。
	個々の特性や実情に応じた支援が行えるよう、特別支援学級や支援加配員の利用を促します。	個々の特性や実情に応じた支援の利用を促します。		A	多世代相談センター内において随時ケース検討し、個々の特性や実情に応じた支援が行えるよう、事業等の利用を促しました。
	養護学校と小中学校双方の異動が促進されるよう、連絡調整に努めます。	障がい児の所属が柔軟に対応できるよう連絡調整に努めます。		B	相談ケースがあった際に、個別で対応しました。

9 教育・育成の振興					
	内容	目標	担当	評価理由	
9- (1)	医療、福祉、保健、教育等関係部署と連携し、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を提供する体制を整備します。	一貫した支援を提供する体制を整備します。		A	令和2年度に多世代相談センターを設置しました。個別ケースを統括して進捗管理することで、妊娠期から一貫した支援を提供できる体制を作りました。
	スクラム・ネットと連携して、18歳以上の発達障がい者やその親に対して、対人関係や日常生活における自立を促すため、訓練や助言等を行なえるような場を確保します。	訓練や助言等を行なえるような場を確保します。	多世代相談センター	A	令和2年度に「福祉の総合相談窓口」として多世代相談センターを設置し、助言できる場を確保しました。また、町内外の事業所等と連携し、自立を促す活動の場の確保に努めました。
	ぶれジョブいけだ(障がいのある子どもが職業体験活動を通じて、地域の企業や商店、地域の人と関わりを持ち共に社会を創る活動を行う団体)と連携し、障がい児の地域活動や職業体験の参加を促します。	障がい児の地域活動や職業体験の参加を促します。		B	現在活動休止中であるため、ぶれジョブいけだとの連携はありませんが、相談者の状況に応じて、各支援機関と連携のうえで、地域活動や職業体験の参加を促しました。
9- (2)	合理的配慮における教育や生活での工夫について、職員の研修を行うとともに、教材や道具の整備を行います。	職員の研修を行います。教材や道具の整備を行います。	多世代相談センター	C	新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、研修会は行いませんでした。
	発達障がいの啓発を行うため、両親だけでなく、祖父母や地域住民に向けた研修会を行います。	研修会を行います。		C	新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、研修会は行いませんでした。相談ケースがあった際に、個別で対応しました。
9- (3)	本人の意欲や適性に応じて、高校・大学・専門学校等で学ぶ機会が得られるよう、教育委員会、中学校、養護学校等と連携のもと、適切な相談支援体制の整備に努めます。	相談支援体制の整備に努めます。	多世代相談センター	A	「福祉の総合相談窓口」として相談に応じ、関わる複数の支援機関等を統括して個別ケースを進捗管理することで、相談支援体制の整備を行いました。
	18歳以降も継続して必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携に努めます。	関係機関との連携に努めます。		A	
	スクラム・ネットと連携して、18歳以上の発達障がい者やその親に対して、対人関係や日常生活における自立を促すため、訓練や助言等を行なえるような場を確保します。	訓練や助言等を行なえるような場を確保します。	福祉係	A	9- (1) に同じ
	ぶれジョブいけだ(障がいのある子どもが職業体験活動を通じて、地域の企業や商店、地域の人と関わりを持ち共に社会を創る活動を行う団体)と連携し、障がい児の地域活動や職業体験の参加を促します。	障がい児の地域活動や職業体験の参加を促します。	福祉係	B	9- (1) に同じ

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興				
内容	目標	担当	評価	評価理由
10-(1)	障がい者が社会参加活動を行うため、文化芸術活動やスポーツを行なう事の出来る場の提供を行います。	福祉係	B	大町保健福祉事務所と連携し、スポーツ大会への参加や芸術祭への出展のとりまとめを行いました。
	大北圏域や県で開催される障がい者のスポーツ大会への参加を促します。		B	大会の周知と参加者のとりまとめを行いました。
	県が主催する障がい者の文化芸術祭等への参加を促します。		B	芸術祭の周知と出展品のとりまとめを行いました。